第２期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画
母子保健計画

［令和２年度～令和６年度］

令和２年３月

尾　鷲　市

はじめに

近年、急速な少子化、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。

子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らせるためには、地域や社会全体で子育てを支援していくことが必要とされています。

本市では、平成 24 年８月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年３月に「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）を策定し、「ともに子育てを支えあうまちづくり」を基本理念として掲げ、子育てに関する様々な取り組みを総合的に推進してきました。

一方、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や子育て支援への大規模な予算導入が明示された「新しい経済政策パッケージ」により、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施し、総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況の中、第１期計画が令和元年度末に終期を迎えることから、第１期計画の評価・課題の抽出及び市民への子育て支援に関するニーズ調査を行い、本市の現状と課題を再度分析・整理し、更なる子育て支援の充実を図るため、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「第２期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたしました。

本計画は、第１期計画の基本理念である「ともに子育てを支えあうまちづくり」を継承し、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

また、本計画から母子保健計画を包括し、安心して妊娠・出産できる環境づくりや健やかな子どもの発達・発育ができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました尾鷲市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきましたすべての皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和２年３月

尾鷲市長 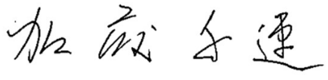

目　次

第１章　計画策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の期間 2
３　計画の位置づけ・関連計画等との連携 2
４　計画策定方法について 3
５　近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向 3

第２章　市の状況 5

１　人口の推移 5
２　児童人口の推移 6
３　世帯の状況 7
４　結婚・離婚の状況 9
５　人口動態 11
６　就業の状況 14
７　市民ニーズの状況 15

第３章　基本理念と基本目標 27

１　本計画の基本理念 27
２　基本目標 28
３　施策体系 29

第４章　施策の展開 30

基本目標１　安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり 30

１　妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 30
２　安心して妊娠・出産できる環境づくり 32
３　健やかな子どもの発育・発達の支援 35

基本目標２　子育てと仕事の両立を支援する環境づくり 39

１　多様な保育・教育ニーズに対応するための支援 39
２　ともに子育てを担い、生活と調和した働き方の実現に向けた取り組みの推進 41
３　子どもを持つ家庭への経済的支援 43

基本目標３　子どもの育ちを支援する地域づくり 44

１　乳幼児の交流の場づくり 44
２　小学生の居場所づくり 45
３　子どもの遊び場等の確保・充実 46
４　子どもの「生きる力」を育む教育環境づくり 48
５　子育てを支える地域づくり 50

基本目標４　子どもを守る地域づくり 51

１　子どもの人権尊重と児童虐待の防止 51

２　発達に支援が必要な子どもへの施策の推進 53
３　ひとり親家庭への支援 55
４　経済的困難を抱える家庭への支援 57
５　子どもの安全と安心の確保 58
第５章　子ども・子育て支援の具体的事業目標 60
１　子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像 60
２　教育・保育提供区域の設定 61
３　児童人口の見込み 61
４　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 62
５　地域子ども・子育て支援事業 66
６　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 78
第６章　計画の推進 79
１　計画の推進体制 79
２　計画の進行管理 80
資料編 81
１　計画策定について 81
２　用語解説 85

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成 24 年８月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成 27 年３月に「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）」（以下、「第１期計画」という。）を策定しました。

その後、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、希望出生率を 1.8 まで上昇させる指針が示されました。このため、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成 29 年に公表された「子育て安心プラン」において、女性就業率が 80%でも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て支援への大規模な予算投入が明示され、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、就学後の共働き家庭が直面する「小１の壁」を打破する観点から、平成 30 年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童対策の充実を図るとされています。

加えて、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、母子保健法の改正による子育て世代包括支援センターの設置義務化、子どもの貧困対策に関する大綱に基づく対応など、市町村に求められる子育て支援策は拡大してきています。

本市においては、第１期計画に基づき、矢浜保育園、尾鷲第三保育園、尾鷲第四保育園など保育施設の整備を進めるとともに、母子保健においては、国が示す「すこやか親子 21」に基づき、安心して子どもを産み育てることを目指し、母子の健康の保持増進に努め、切れ目のない子育て支援を目的に、子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」を開設し、産後ケア事業や乳幼児健康（子育て）相談など、子育てへの不安を解消するための相談体制の充実を推進しています。

第１期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画は、令和元年度末で計画期間が終了することから、市民の子育て支援に関するニーズ調査を行い、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「第２期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

２　計画の期間

本計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

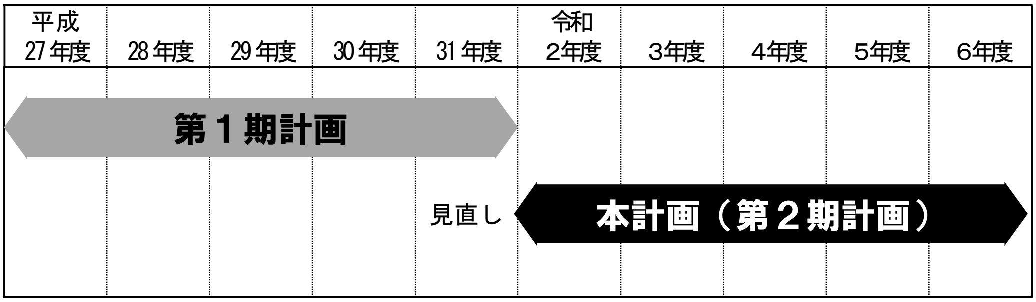

３　計画の位置づけ・関連計画等との連携

本計画は、子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づき、同法第77条の規定により設置している「尾鷲市子ども・子育て会議」による審議・検討を経て策定していきます。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含するとともに、「母子保健計画について」（平成26年６月17日雇児発0617第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「市町村母子保健計画」を包含した計画とします。

さらに、本市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「新・放課後子ども総合プラン行動計画」、「障がい児福祉計画」など、子ども・子育てに関連する各種計画との整合を図ります。

４　計画策定方法について

本計画の内容については、地域の実情に応じた計画内容とするため、子どもの保護者、関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成された「尾鷲市子ども・子育て会議」において審議・検討を行います。

また、計画の策定にあたっては、保育ニーズや市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に、国の示した「子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくアンケート調査を行いました。

５　近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向

第１期計画策定後の国における法・制度等の動向は以下のとおりとなります。

	法律・制度等	内容
平成27年	子ども･子育て支援法関連３法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記。
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに７万人の保育士を確保。（平成 27 年に９万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚･出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化
	次世代育成支援対策推進法改定	平成 37 年３月末までの時限立法に延長。
	健やか親子 21（第２次）の策定	･子育て･健康支援として「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」を基盤課題として設定。
平成28年	子ども･若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。

	法律・制度等	内容
	児童福祉法一部改正 （関連して母子保健法一部改正）	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇について、新たに２％相当の改善。 ・平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成 29年	子育て安心プラン策定	・平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
平成 30年	子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小１の壁」を打破するための放課後児童対策の充実
令和 元年	子ども・子育て支援法一部改正 （幼児教育・保育の無償化）	・幼児教育・保育の無償化開始（10 月施行） ・子育てのための施設等利用給付の創設

第２章　市の状況

１　人口の推移

本市の総人口は、18,009 人（平成 27 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 12 年の 23,683 人から、平成 17 年では 22,103 人、平成 22 年では 20,033 人と一貫して減少傾向にあります。

人口構造をみると、高齢者人口（65 歳以上）は人数、割合ともに増加している一方、０～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少しており、平成 27 年の年少人口比率は 9.8%に低下しています。

また、年齢階層別人口割合（平成 27 年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口割合、生産年齢人口割合は国や県を下回る一方、高齢者人口割合は大きく上回ります。

年齢階層別人口の推移

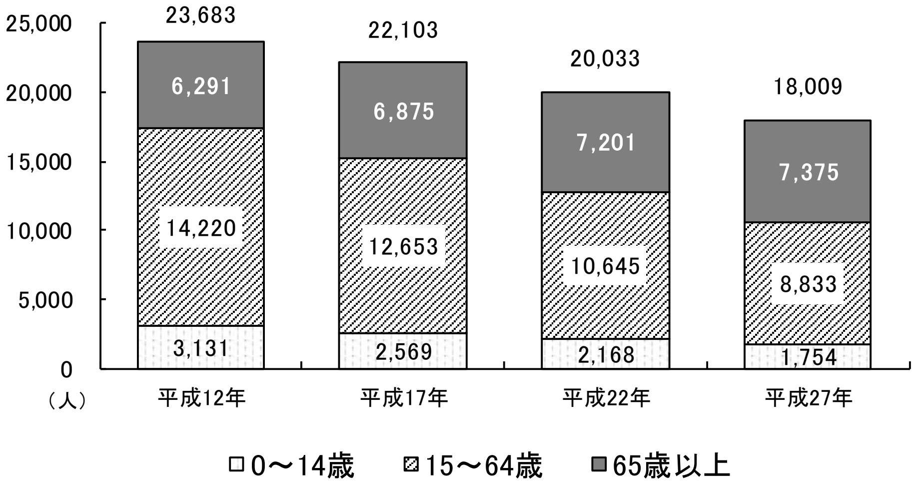

※総人口には年齢不詳を含む。　資料：国勢調査

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	23,683	22,103	20,033	18,009
年少人口（0～14歳）	3,131	2,569	2,168	1,754
構成比（%）	13.2	11.6	10.8	9.8
生産年齢人口（15～64歳）	14,220	12,653	10,645	8,833
構成比（%）	60.1	57.3	53.2	49.2
高齢者人口（65歳以上）	6,291	6,875	7,201	7,375
構成比（%）	26.6	31.1	36.0	41.1
年齢不詳	41	6	19	47

※年齢階層別人口割合は年齢不詳を除いて算出。　資料：国勢調査

年齢階層別人口割合の比較

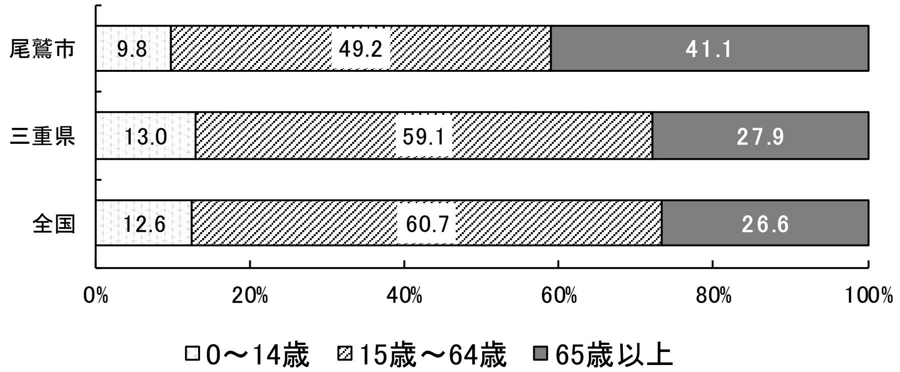

※年齢階層別人口割合は年齢不詳を除いて算出。　資料：国勢調査

２　児童人口の推移

（１）児童人口の推移

本市の児童人口（０～17 歳）の推移をみると、平成 27 年の 2,279 人から一貫して減少傾向にあり、平成 31 年では 1,945 人と平成 27 年から 334 人の減少となっています。

児童人口の推移

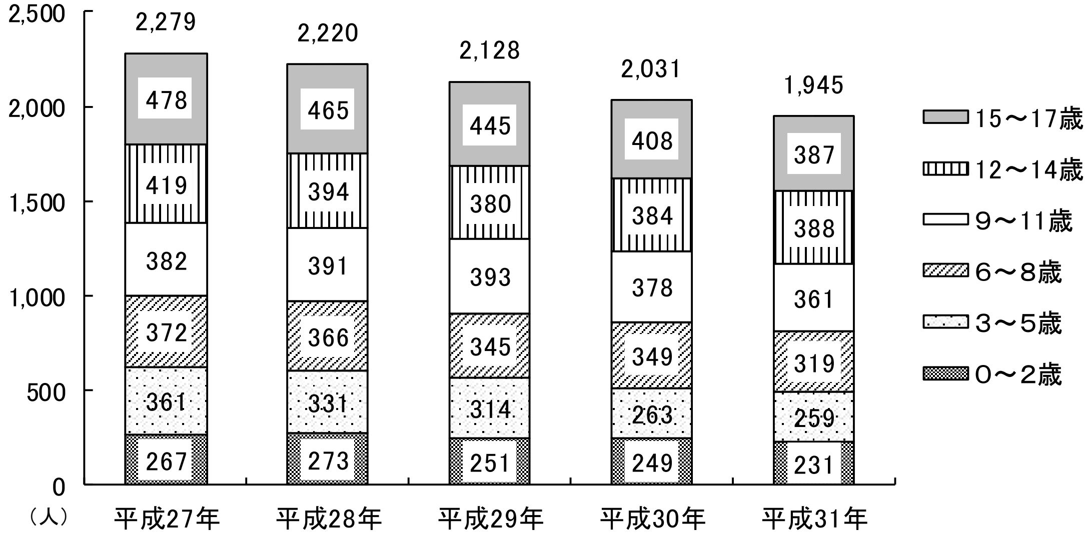

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（２）児童人口の見込み

将来の児童人口（０～17 歳）の見込みについては、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和６年には 1,611 人となることが見込まれます。

児童人口の見込み

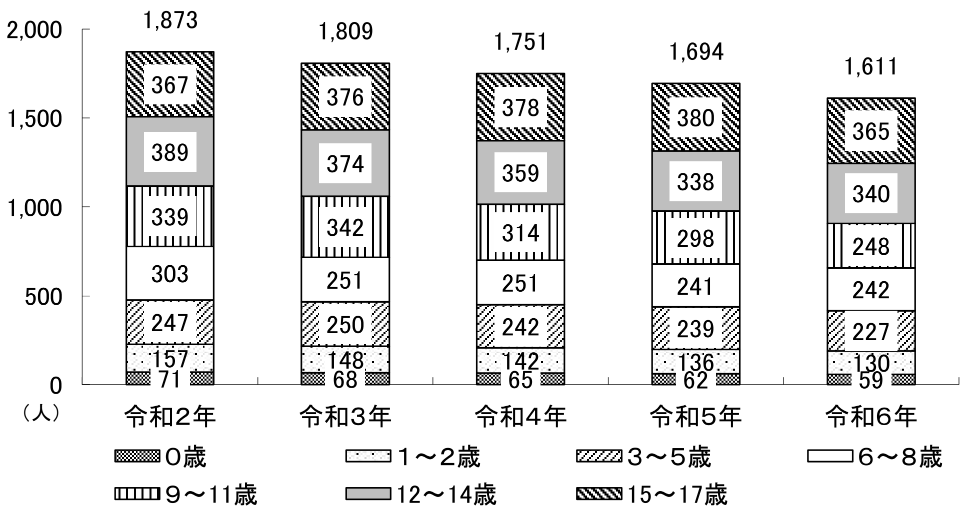

※推計値はコーホート変化率法（過去の住民基本台帳人口［平成 27～31（2015～2019）年］から婦人子ども比及び男女児性比、各コーホート間の変化率を求め、それをもとに推計する方法）で算出。

３　世帯の状況

（１）世帯の推移

本市の世帯数は、8,660 世帯（平成 27 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 12 年の 10,193 世帯から、平成 17 年では 9,792 世帯、平成 22 年では 9,219 世帯と一貫して減少傾向にあり、一世帯あたりの人員も平成 12 年の 2.32 人から平成 27 年には 2.08 人へと減少しています。

世帯の推移

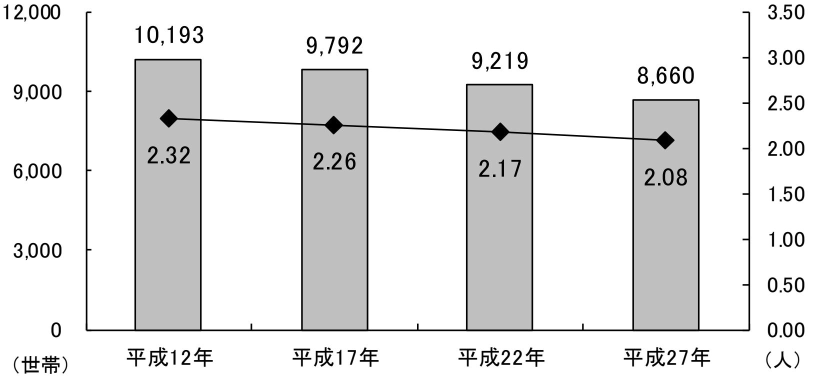

資料：国勢調査

（２）世帯構成割合の比較

一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯構成割合を国、県と比較すると（平成27 年国勢調査）、本市は、単身世帯の割合が国や県を上回る一方、三世代世帯の割合は下回ります。

世帯構成割合の比較

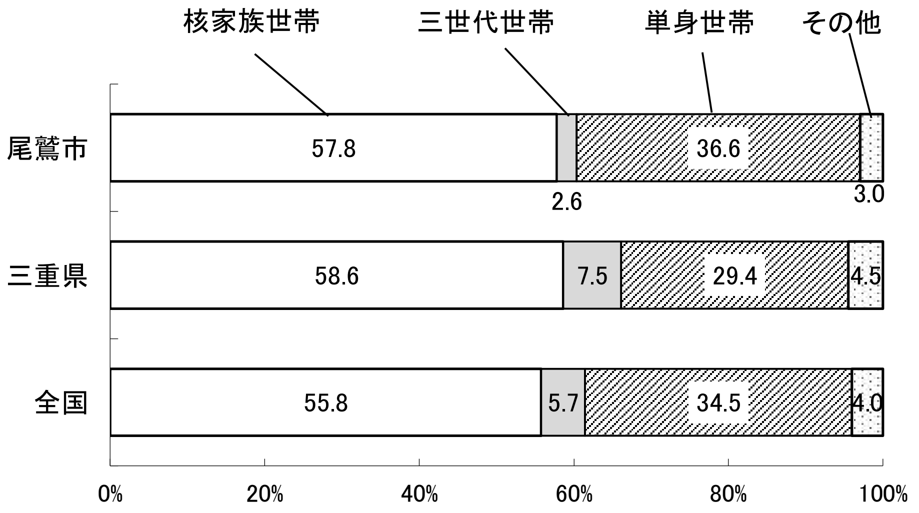

資料：国勢調査

（３）母子・父子家庭の世帯数の推移

母子・父子家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成 27 年で 148 世帯となっています。父子家庭については、平成 27 年で 23 世帯となっています。

母子・父子家庭の世帯数の推移

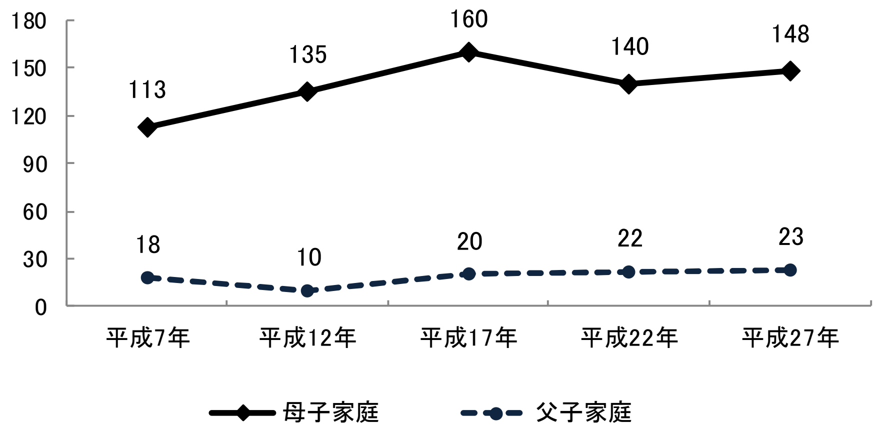

資料：国勢調査

４　結婚・離婚の状況

（１）婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は平成 29 年度で 65 件となっています。また、離婚件数は平成 29 年度で 32 件となっています。

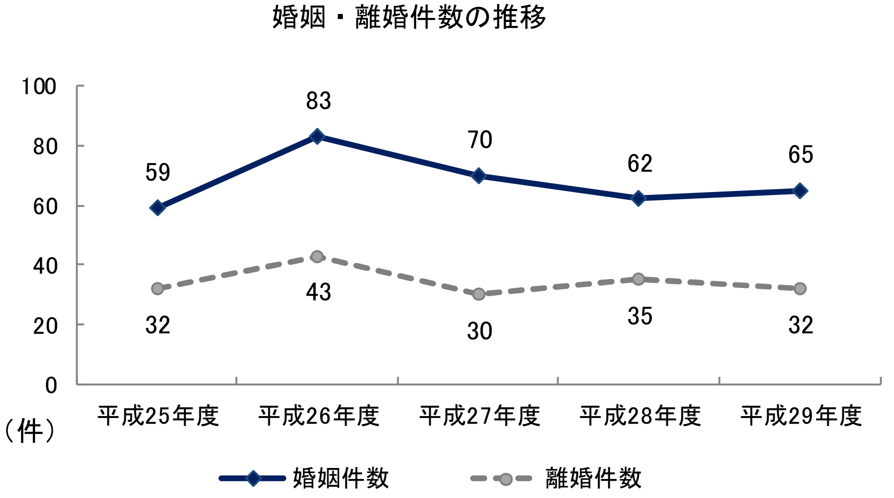

資料：市民サービス課

（２）離婚率の推移

離婚率（人口千人あたり）の推移をみると、平成 25 年から平成 27 年では国、県を下回って推移していますが、平成 29 年では 1.86 と国（1.70）、県（1.58）を上回ります。

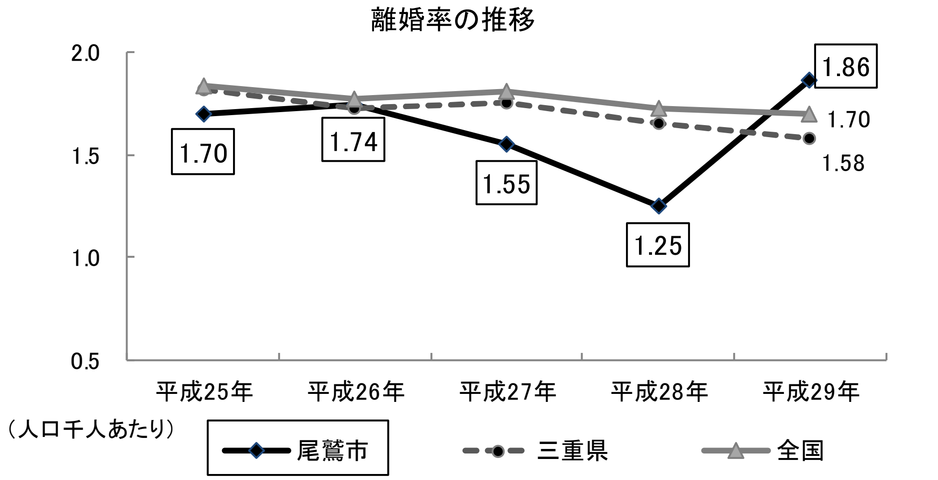

資料：人口動態調査

（３）未婚者数の状況

本市の年齢別の未既婚者数をみると（平成 27 年国勢調査）、20 代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20 代後半ではおよそ６割（60.9%）ですが、30 代前半では３割半ば（36.3%）に減少します。つまり 30 代前半ではおよそ６割強が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。

また、婚姻年齢の中心層（20 代後半・30 代前半）の未婚率を国、県と比較すると、本市は男女ともに未婚率がやや低い傾向がみられます。

年齢別未婚者・既婚者の状況

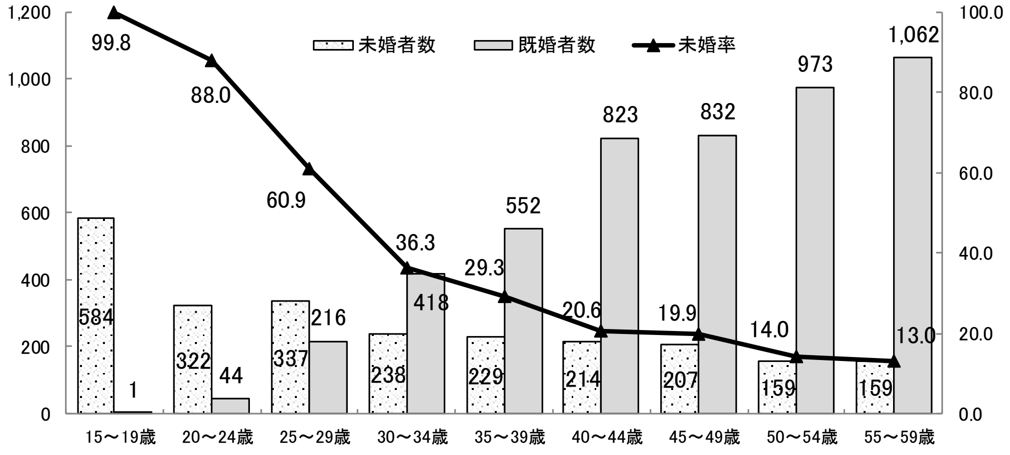

※離婚・死別は既婚者数に含む。　資料：国勢調査

未婚率の比較

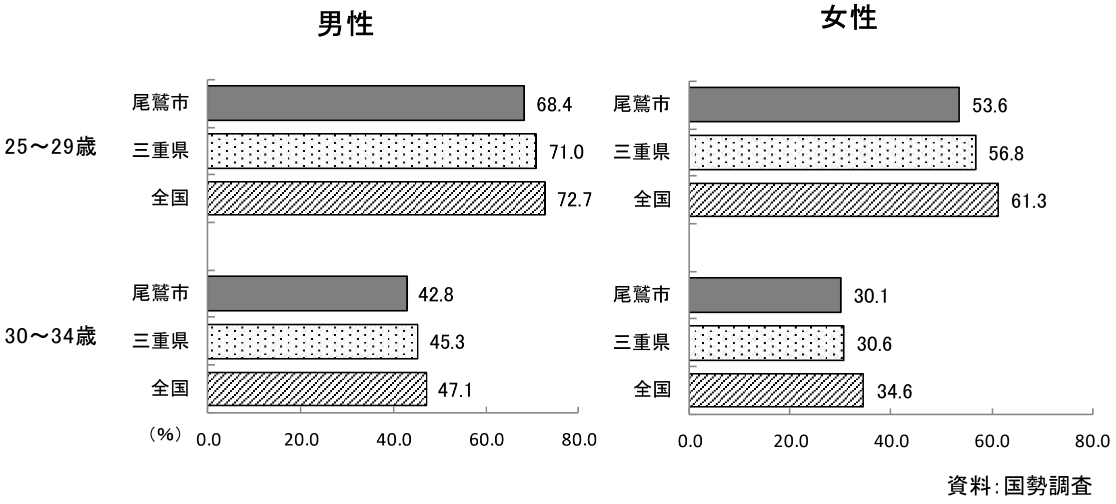

資料：国勢調査

５　人口動態

（１）出生数の推移

出生数については、平成 26 年度から 100 人を下回って推移し、平成 29 年度では 82 人となっています。

出生数の推移

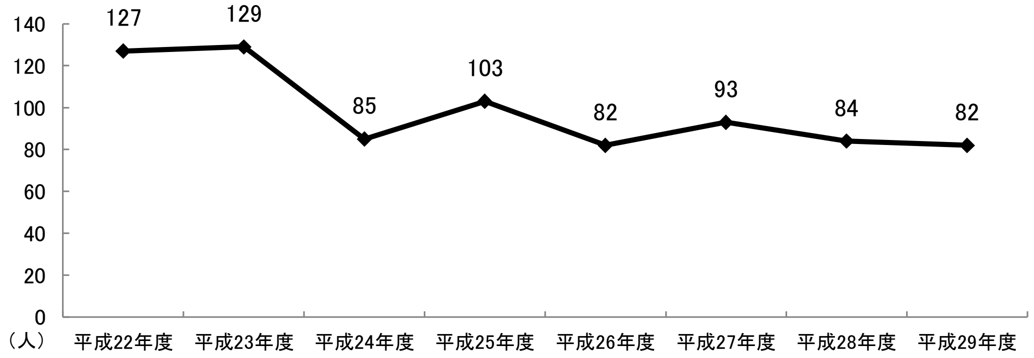

資料:三重県統計課

（２）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、県を上回って推移しており、平成 25～29 年では 1.62 となっています。

合計特殊出生率の推移

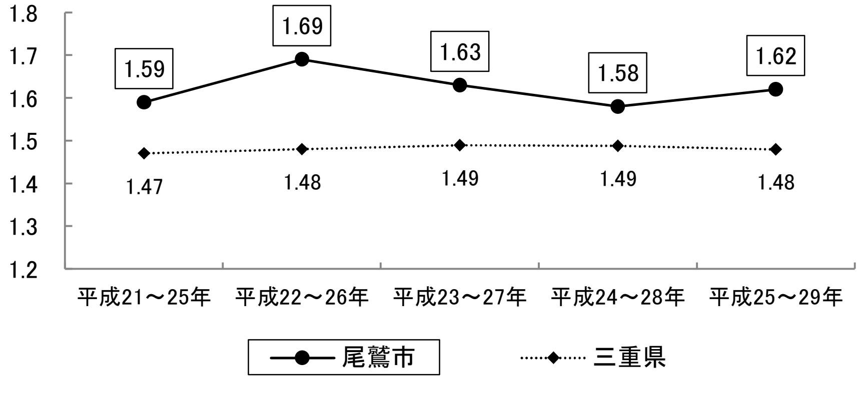

※合計特殊出生率は５年間の平均　　資料：みえの健康指標

（３）低体重児出生率の推移

低体重児出生率（出生百人あたり）については、平成 27 年では県を上回りましたが、おおむね県より低い割合で推移しています。

低体重児出生率の推移

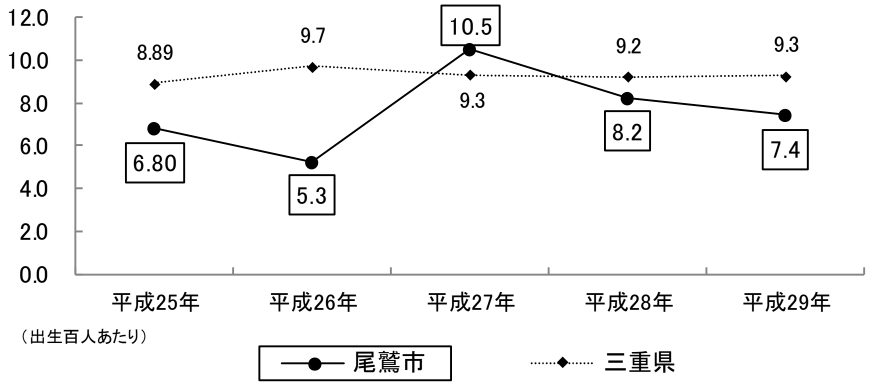

資料：みえの健康指標

（４）乳児死亡率の推移

乳児死亡率（出生千人あたり）については、平成 25 年以降、乳児死亡数は０人となっており、死亡率も０で推移しています。

乳児死亡率の推移

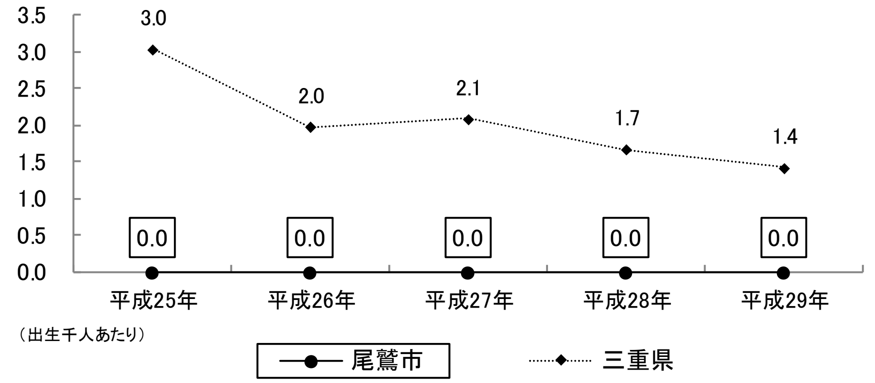

資料：みえの健康指標

（５）周産期死亡率の推移

周産期死亡率（出生千人あたり）については、平成 26 年、平成 27 年で県を上回りますが、平成 28 年以降、周産期死亡数は０人となっており、周産期死亡率も０で推移しています。

周産期死亡率の推移

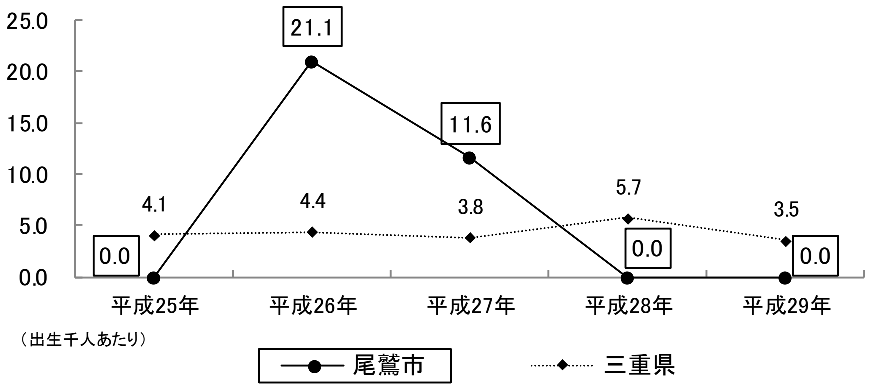

資料：みえの健康指標

（６）人口動態

人口増と人口減の差による人口動態をみると、平成 25 年度以降、各年度ともマイナスとなっており、人口減少が進んでいます。

また、出生数と死亡数の差による自然動態は、各年度とも死亡数が出生数を大きく上回る自然減が続いており、転入者数と転出者数の差による社会動態についても、各年度とも転出が転入を上回る社会減が続いています。

人口動態

単位:人

	増					減					人口動態
	転入		出生	その他	総数	転出		死亡	その他	総数	
	県内	県外				県内	県外				
平成25年度	311	268	103	16	698	299	330	321	28	978	−280
平成26年度	338	246	82	9	675	374	368	373	17	1,132	−457
平成27年度	280	249	93	5	627	321	300	352	17	1,000	−373
平成28年度	252	240	84	10	586	314	298	358	17	987	−401
平成29年度	271	251	82	7	611	342	318	320	11	991	−380

資料:三重県統計課

６　就業の状況

（１）就業者数の推移

本市の就業者数は減少傾向にあり、平成 27 年で 8,159 人となっています。また、産業別の割合をみると第３次産業に従事する割合が増加しており、平成 27 年では 73.5%と７割を超えます。

就業者数・産業別割合の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数（人）	10,988	10,105	8,900	8,159
第１次産業（%）	6.6	6.9	6.8	6.4
第2次産業（%）	25.6	22.2	20.8	19.5
第3次産業（%）	67.7	70.8	72.4	73.5
分類不能（%）	0.1	0.1	1.8	0.7

資料：国勢調査

（２）女性の年齢別就業率の推移

本市の年齢５歳階級別の女性の労働力率をみると（平成 27 年国勢調査）、20 代から労働力率が 80%以上で推移し、50 代後半から大きく減少してきます。

平成 22 年と比較して、特に 30 代の結婚・出産・子育て期の労働力率が上昇しており、子育て世代の母親の８割以上が就労していることがうかがえます。

女性の年齢別就業率の推移

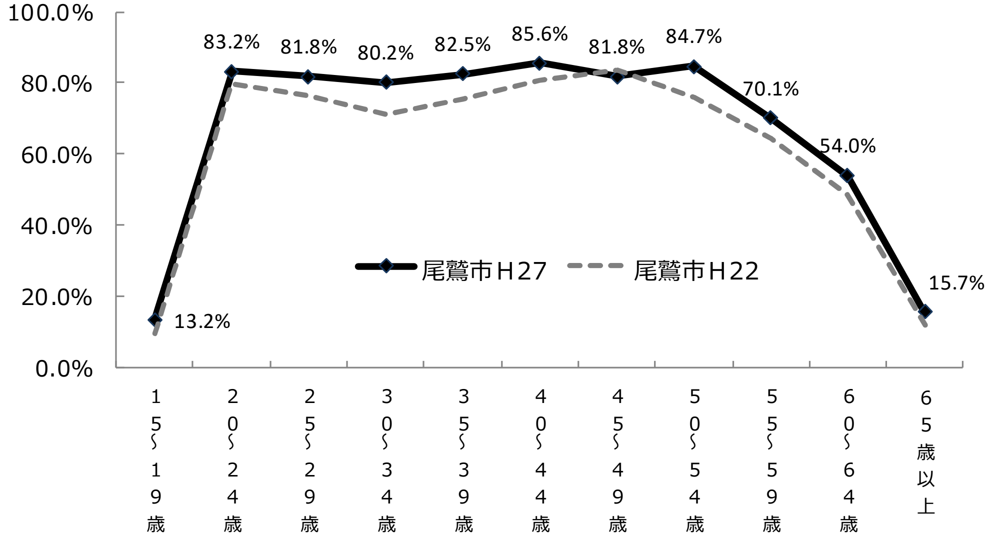

資料：国勢調査

7　市民ニーズの状況

（１）実施内容等

本計画策定にあたっては、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施しました。

実施内容

項　目	内　容
調査対象	①小学校就学前児童の保護者、②小学生児童の保護者
調査時期	平成 30 年 12 月
調査方法	保育園･幼稚園･学校等での配布･回収及び郵送による配布･回収

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	410 票	251 票	61.2%
小学生児童	534 票	411 票	77.0%

（２）調査結果

１．お子さんと家族の状況について

居住地区は、就学前児童、小学生児童ともに「尾鷲小学校区」が最も多くなっています。

子どもの年齢・学年・兄弟数は、就学前児童では５歳が最も多く、小学生では小学１年生が最も多くなっています。また、兄弟数では、就学前児童、小学生児童ともに２人が最も多くなっています。

回答者の続柄は、就学前児童、小学生児童ともに「母親」が多数を占めています。

回答者の配偶関係については、「配偶者がいる」が就学前児童で約９割、小学生児童で約８割となっています。

子育て（教育を含む）を主にしている人は、就学前児童、小学生児童ともに「父親・母親ともに」が最も多く、次いで「主に母親」が続きます。

２．保護者の就労状況について

●母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに前回調査に比べて就労している母親、特にフルタイムで就労している母親が増加しています。
●父親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労」が前回調査と同様に多数を占めています。

母親の就労状況は、就学前児童では、「フルタイムで就労」が 35.9%（前回 31.5%）と「パート・アルバイト等で就労」が 33.1%（前回 32.4%）とがそれぞれ３割強となっています。また、小学生児童では「フルタイムで就労」が 48.2%（前回 38.2%）で最も多くなっており、就労している母親、特にフルタイムで就労している母親が前回調査より増加しています。

父親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労」が前回調査と同様に多数を占めています。

また、現在、パート・アルバイト等で就労している母親の希望する就労形態は「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が最も多く、就労していない母親の希望する就労形態も「パート・アルバイト等」を希望する人が多くなっています。

３．平日の定期的な教育・保育施設等の利用について（就学前児童）

●幼稚園や保育園などを利用している人が８割弱となっており、利用している施設等は「保育園」が９割を占めます。

幼稚園や保育園など定期的な教育・保育施設等の利用については、「利用している」が 77.3%と８割弱を占め、利用している教育・保育施設等については、「保育園」が 89.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が 9.3%となっています。

利用していない主な理由は、「子どもがまだ小さいため」が最も多く、次いで「利用する必要がないため」が続きます。

今後、利用したい教育・保育事業については、「保育園」が 88.9%で最も多く、次いで「幼稚園」が 19.5%で続きます。また、無償化された場合に利用したい教育・保育事業についても同様に「保育園」が 84.9%で最も多く、次いで「幼稚園」が 19.9%で続きます。

４．地域における子育て支援について（就学前児童）

●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）を利用している割合は前回調査の 14.9%から 33.5%に大幅に増加しています。

●子育て世代地域包括支援センター「はっぴぃ」の認知度は比較的低いものの、今後の利用意向では最も多くなっています。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の利用は、「利用している」が33.5%となっており、前回調査の 14.9%から大きく増加しています。

利用意向をみると、現在利用している人の今後の利用意向は、「現在と同じくらい利用したい」が 46.4%で最も多く、次いで「現在よりも多く利用したい」が 13.1%となっています。また、現在利用していない人の今後の利用意向は、「今後は利用したい」が 12.1%、「今後も利用するつもりはない」が 78.8%となっています。

市の実施している子育て支援サービスについて、認知度、利用経験、利用意向をそれぞれたずねたところ、認知度（「知っている」）では「地域子育て支援センター事業」が 90.0%で最も多く、次いで「保育園の延長保育」が 83.7%で続きます。また、「子育て世代地域包括支援センター「はっぴぃ」」の 62.9%と６割を超えるものの比較的低い結果となっています。

利用経験（「利用した」）では「地域子育て支援センター事業」が 57.4%で最も多くなっています。

利用意向（「利用したい」）では「子育て世代地域包括支援センター「はっぴぃ」」が39.8%で最も多く、次いで「保育園・幼稚園の園庭開放」が 32.3%で続きます。

５．土曜・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育施設等の利用について（就学前児童）

●土曜日の利用希望が前回調査よりやや増加しています。

土曜の利用希望については、「利用する必要はない」が 59.8%で最も多く、次いで「月に１～２回は利用したい」が 31.1%（前回 25.9%）、「ほぼ毎週利用したい」が 8.8%（前回 12.8%）となっています。

また、休日（日曜日・祝日）の利用希望については、「利用する必要はない」が 81.7%（前回 76.9%）で最も多く、「ほぼ毎週利用したい」が 1.2%（前回 1.9%）、「月に１～２回は利用したい」が 15.9%（前回 16.3%）となっています。

さらに、幼稚園を利用している人に幼稚園の夏休み、冬休みに預かり保育を利用したいかたずねたところ、「利用する必要はない」が 61.1%（前回 54.3%）で最も多く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 27.8%（前回 31.4%）、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 11.1%（前回 11.4%）となっています。

６．病気やけがの際の対応について（就学前児童）

●病児・病後児保育の利用意向が前回調査より減少しています。

病気やけがで通常の教育・保育施設等が利用できなかったことは、「あった」が82.5％（前回 66.6％）となっています。また、通常の教育・保育施設等が利用できなかった際の対処方法は、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に預けた」が続きます。この傾向は前回調査と同様の結果となっています。

病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば利用したいと思った」が39.4％（前回 43.6％）、「利用したいとは思わない」が 59.4％（前回 53.7％）となっています。

７．教育・保育施設等の不定期の利用について（就学前児童）

●教育・保育施設等の不定期な利用は前回と同様に「利用していない」が多数を占めます。

不定期の教育・保育事業の利用は、「利用していない」が 93.6％（前回 79.7％）で多数を占め、「一時預かり保育」が 2.0％（前回 4.0％）となっています。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向は、「利用する必要がある」が 30.7％（前回 28.4％）、「利用する必要はない」が 65.7％（前回 66.4％）となっています。また、利用したい理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次いで「私用」、「不定期の就労」が続き、この傾向は前回調査と同様の結果となっています。

子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けた機会の有無は、「あった」が 19.5％（前回 19.8％）、「なかった」が 78.1％（前回 76.2％）となっており、その対処方法としては「親族・知人にみてもらった」が多数を占めます。

８．放課後の過ごし方について

●小学校低学年で「放課後児童クラブ」のニーズが高くなっています。
●長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向が比較的強い傾向がみられます。

就学前児童の保護者に、お子さんが小学校就学後に放課後をどのように過ごさせたいかをたずねたところ、低学年では「放課後児童クラブ」が最も多く、次いで「自宅」が続きます。高学年では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」が続きます。

小学生児童の現在の放課後の過ごし方は、「自宅」が最も多く、次いで「習い事等」、「祖父母宅等」などの順となっています。

放課後児童クラブの利用意向（小学生児童）は、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中ともに「利用する必要はない」が多数を占めますが、長期休暇中については、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 21.4%と約２割、「高学年（４～６年生）の間は利用したい」が 15.6%と利用意向が比較的強くなっています。

９．保護者の育児休業の取得状況について（就学前児童）

●育児休業を取得する人が前回調査に比べて増加しています。

育児休業の取得については、父親では 2.0%（前回 0.0%）、母親では 37.5%（前回 27.3%）となっており、前回調査に比べ育児休業を取得する人が増加しています。

また、育児休業取得後に職場復帰をしたかについては、「育児休業取得後、職場に復帰した」が多数を占めています。

育児休業から復帰した時期は、母親では「年度初めの入所にあわせたタイミングだった」が 32.9%（前回 37.4%）、「それ以外だった」が 64.5%（前回 62.6%）となっています。

10．子育てと仕事の両立について（就学前児童）

●子育てと仕事の両立で大変なことは、「自分や子どもが病気になった時に代わりに世話をしてくれる人がいない」が最も多くなっています。

①子育てと仕事の両立で大変なこと

就学前児童、小学生児童ともに「自分や子どもが病気になった時に代わりに世話をしてくれる人がいない」が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が続きます。

②仕事と子育ての両立に必要な職場環境

就学前児童、小学生児童ともに「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」が最も多く、次いで「子どもの行事（運動会やお遊戯会など）に参加できる休暇制度」が続きます。

11. 妊娠・出産について（就学前児童）

●妊娠・出産を通しての不安や悩みの相談相手がいた人が９割以上を占めます。
●妊娠中、仕事をしていた人が前回調査 54.5%から 67.7%に増加しています。
●子どもが望んでいる人数でない理由は、「子どもや教育にお金がかかるから」が最も多く、次いで「ほしいけれど妊娠しないから」、「その他」、「働きながら子育てができる環境がないから」などの順となっています。

①妊娠・出産を通しての不安や悩みを相談できる人がいたか

「いた」が 94.4%（前回 93.0%）、「いなかった」が 3.6%（前回 4.2%）となっています。

②産前、産後マタニティブルーになったか

「ない」が 77.7%（前回 75.3%）、「ある」が 18.7%（前回 21.4%）となっています。

③妊娠中、仕事をしていたか

「していた」が 67.7%（前回 54.5%）、「していなかった」が 29.5%（前回 42.4%）となっています。

④健診を受診するために休みがとりやすかったか

「とりやすかった」と「まあまあとりやすかった」をあわせた『とりやすかった』が 62.4%（前回 66.7%）となっています。一方、「とりにくかった」と「あまりとりやすくなかった」をあわせた『とりにくかった』は 37.1%（前回 32.9%）となっています。

⑤不妊治療を受けたことがあったか

「はい」が 12.0%（前回 8.9%）、「いいえ」が 83.3%（前回 87.9%）となっています。

⑥不妊治療についての不安や悩みを相談できる人がいたか

「いた」が 73.3%（前回 76.3%）、「いなかった」が 26.7%（前回 18.4%）となっています。

⑦子どもの人数は望んでいる人数か

「はい」が 68.9%、「いいえ」が 27.1%となっています。

⑧望んでいる人数でない理由

「子どもや教育にお金がかかるから」が最も多く、次いで「ほしいけれど妊娠しないから」、「その他」、「働きながら子育てができる環境がないから」などの順となっています。

12. 子育てについて日頃感じていることについて

●子育ては楽しいと思う人が８割以上を占める一方、つらいと感じている人が１割強となっています。
●就学前児童の保護者で、子育てに不安を感じることがある人が前回調査の 28.4%から 39.5%に増加しています。
●配偶者が育児へ協力している割合が、就学前児童（前回 77.2%→今回 85.7%）、小学生児童（前回 74.0%→今回 82.5%）ともに前回調査より増加しています。
●子どもを育てていく上で問題になることは、就学前児童、小学生児童ともに「教育費など経済的な負担が大きい」が最も多く、次いで「近所に子どもの遊び場がないこと」、「子育てと仕事の両立が難しい」が続きます。

①子育ては楽しいと思うか

「とても楽しい」と「つらいこともあるが楽しいことも多い」をあわせた『楽しい』が就学前児童では 84.1%（前回 85.3%）、小学生児童では 86.6%（前回 85.6%）となっています。

②ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか

「ある」と「まあまあある」をあわせた『ある』が就学前児童では77.3%（前回85.3%）、小学生児童では 80.8%（前回 79.3%）となっています。

③子育てに不安を感じることがあるか

「ときどきある」と「よくある」をあわせた『ある』が就学前児童では 39.5%（前回 28.4%）、小学生児童では 25.5%（前回 28.7%）となっています。

④子育てで感じる不安や負担

就学前児童、小学生児童ともに、「自分の子育て方法」、「仕事と家事・子育ての両立」、「経済的な面」などが上位に挙げられています。

⑤子どもをたたきたくなったりすることがあるか

就学前児童では、「ごくたまにある」が 39.0%（前回 48.5%）で最も多く、次いで「ときどきある」が 33.5%（前回 25.4%）で続きます。小学生児童では、「ごくたまにある」が 45.5%（前回 45.5%）で最も多く、次いで「ない」が 36.5%（前回 29.5%）で続きます。

⑥日常の育児での相談相手の有無

相談相手が「いる」が、就学前児童では 94.8%（前回 97.2%）、小学生児童で 97.3%（前回 95.5%）となっています。

⑦主に相談する相手

就学前児童、小学生児童ともに「親族（親、兄弟・姉妹など）」が最も多く、次いで「配偶者・パートナー」、「子育て以前からの友人」などとなっています。

⑧配偶者の育児への参加

「十分協力している」と「まあまあ協力している」をあわせた『協力している』が就学前児童では 85.7%（前回 77.2%）、小学生児童では 82.5%（前回 74.0%）となっています。

⑨参加している育児

就学前児童では、「子どもと遊ぶ」が最も多く、次いで「子どもの排泄や食事等の世話をする」、「話や悩みを聞く」の順となっています。小学生児童では、「子どもと遊ぶ」が最も多く、次いで「話や悩みを聞く」、「病気やけがをした時、病院に連れていく」の順となっています。

⑩育児に協力してくれる人の有無

就学前児童では、「いる」が 73.3%、「いない」が 26.7%となっています。小学生児童では、「いる」が 81.1%、「いない」が 15.1%となっています。

⑪育児に協力してくれる人

就学前児童、小学生児童ともに、「祖父母」が最も多く、次いで「友人」、「近所の人」が続きます。

⑫協力してくれる内容

就学前児童では、「子どもと遊んでもらう」が最も多く、次いで「病気などの時、病院に連れていってもらう」、「子どもの排泄や食事等の世話をしてもらう」の順となっています。小学生児童では、「話や悩みを聞いてもらう」が最も多く、次いで「子どもと遊んでもらう」、「病気などの時、病院に連れていってもらう」の順となっています。

⑬子どもを育てていく上で問題になること

就学前児童、小学生児童ともに「教育費など経済的な負担が大きい」が最も多く、次いで「近所に子どもの遊び場がないこと」、「子育てと仕事の両立が難しい」の順となっています。就学前児童では「子育ての精神的・肉体的負担が大きい」と回答する割合が比較的多くなっています。

13. 子どもの育ち、地域での子育てについて

●近所の子どもの遊び場については、就学前児童、小学生児童ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっています。
●子どもとの外出の際、不安なことや困ることは、就学前児童では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が最も多く、小学生児童では、「暗い通りや見通しのきかない場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が最も多くなっています。
●地域に望むこと（小学生児童）については、「いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれること」が最も多く、次いで「通学時に安全確保をしてくれること」、「温かく見守ってくれること」の順となっています。
●子どもの発達や育ちについて気になることは、就学前児童、小学生児童ともに「行動面」や「性格」が上位となっています。

①子ども同士や親子などで屋外でよく遊ぶことがあるか

就学前児童では、「まあまあ遊ぶ」が 40.6%で最も多く、次いで「ときどき遊ぶ」（26.7%）及び「よく遊ぶ」（26.3%）が僅差で続きます。小学生児童では、「まあまあ遊ぶ」が 36.3%で最も多く、次いで「ときどき遊ぶ」が 31.1%で続きます。

②子どもが自信を持てるかかわり

就学前児童では、「まあまあつくっている」が 57.8%で最も多く、これに「つくっている」（34.7%）をあわせた『つくっている』が 92.5%となっています。小学生児童では、「まあまあつくっている」が 45.3%で最も多く、これに「つくっている」（19.0%）をあわせた『つくっている』が 64.3%となっています。

③近所の子どもの遊び場について

就学前児童では、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」、「近くに遊び場がない」の順となっています。小学生児童では、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、次いで「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」の順となっており、前回調査と同様の結果となっています。

④テレビやＤＶＤの視聴時間について

就学前児童では、「１時間以上２時間未満」が 35.1%で最も多く、次いで「２時間以上３時間未満」が 23.1%で続きます。小学生児童では、「１時間以上２時間未満」が 35.3%で最も多く、次いで「２時間以上３時間未満」が 29.7%で続きます。

⑤タブレットやスマートフォンの利用時間について

就学前児童では、「使わない」が 38.2%で最も多く、次いで「１時間未満」が 32.7%で続きます。小学生児童では、「１時間以上２時間未満」が 29.4%で最も多く、次い

で「１時間未満」が 28.7%で続きます。

⑥子どもとの外出の際、不安なことや困ること

就学前児童では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が最も多く、次いで「子ども用トイレやオムツ替えのスペースなど親子での利用に配慮されていないこと」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」などの順となっています。小学生児童では、「暗い通りや見通しのきかない場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が最も多く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」、「歩道や信号がない通りなど安全に心配があること」などの順となっており、前回調査と同様の結果となっています。

⑦地域に望むこと（小学生児童）

「いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれること」が最も多く、次いで「通学時に安全確保をしてくれること」、「温かく見守ってくれること」の順となっており、前回調査と同様の結果となっています。

⑧子どもの発達や育ちについて気になること

就学前児童、小学生児童ともに「行動面」や「性格」が上位となっています。就学前児童では「言葉の遅れ」、小学生児童では「友達関係」と回答する割合が比較的多くなっています。

⑨子どもの発達過程について（就学前児童）

「知っている」が 76.9%、「知らない」が 21.9%となっています。

⑩子どもの発達についての相談先

就学前児童では、「配偶者や祖父母等の家族」が最も多く、次いで「友人や知人」、「保育士・幼稚園の先生」が続きます。小学生児童では、「配偶者や祖父母等の家族」が最も多く、次いで「友人や知人」、「学校の先生」が続きます。

⑪相談しない理由

就学前児童では、「相談して嫌な思いをしたことがある」及び「相談しても解決できない」が同率で最も多い理由となっています。小学生児童では、「相談しても解決できない」が最も多くなっています。

14. 情報入手について

●子育てに関する情報については、就学前児童、小学生児童ともに、「子連れで出かけられる場所の情報」が最も多く、次いで「医療機関に関する情報」が続きます。
●情報の入手方法については、「保育園や幼稚園」や「広報紙」などのほか「ＳＮＳ」や「スマートフォンアプリ」が多くなっています。

①子育てに関する情報について

就学前児童、小学生児童ともに、「子連れで出かけられる場所の情報」が最も多く、次いで「医療機関に関する情報」が続きます。

②情報の入手方法について

就学前児童では、「保育園や幼稚園」が最も多く、次いで「広報紙」、「ＳＮＳ」が続きます。小学生児童では、「広報紙」が最も多く、次いで「スマートフォンアプリ」、「ＳＮＳ」が続きます。

③参考にする情報について

就学前児童、小学生児童ともに、「よくある」割合は「学校などからのお便り」が最も多く、次いで「家族や友人からの情報」、「インターネット検索」が続きます。

15. 子どもの教育環境について（小学生児童）

●「基本的な学力内容を繰り返し学習する授業の充実」が最も多くなっています。

教育環境をよくするために必要なことは、「基本的な学力内容を繰り返し学習する授業の充実」が最も多く、次いで「自ら課題を見つけ解決していく能力をつける授業の充実」、「教員の指導力の向上」、「いじめや不登校をなくしていく仕組みづくり」「体験学習の充実」などの順となっています。

16. 市の子育て環境について

●子育て環境等の全体的な満足度について、『満足』は就学前児童で 27.5%、小学生児童で 18.0%となっています。
●子育て支援で期待することは、就学前児童、小学生児童ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多くなっています。

①市の子育て支援や子育て環境の全体的な満足度

市の子育て支援や子育て環境の全体的な満足度をみると、就学前児童では、「満足している」と「どちらかといえば満足」をあわせた『満足』が 27.5%（前回 27.7%）、「ふつう」が 33.1%（前回 36.1%）、「どちらかといえば不満」と「不満」をあわせた『不満』が 38.7%（前回 35.4%）となっています。

小学生児童では、『満足』が 18.0%（前回 13.0%）、「ふつう」が 44.5%（前回 53.5%）、『不満』が 35.5%（前回 30.0%）となっています。

②子育て支援で期待すること

就学前児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」の順となっています。

小学生児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「教育環境を充実してほしい」の順となっています。

第３章　基本理念と基本目標

１　本計画の基本理念

本市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、定住移住につなげる「子育てしたい・しやすいまちづくり」に向け、第１期計画に基づき各種施策を展開しています。

しかし、子どもを持つ保護者の状況は年々変化しており、核家族化や地域のつながりの希薄さ、共働きの増加や経済状況の変化など、孤立感や子育ての負担による不安を感じている保護者も少なくありません。

このため、地域や社会が、子を持つ親の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が必要です。

本市では、子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、第１期計画で掲げた将来像を継承し、本計画では「ともに子育てを支えあうまちづくり」を基本理念として掲げ、総合的な取り組みを推進していきます。

基本理念

ともに子育てを支えあうまちづくり

２　基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を以下に示します。また、基本目標１については本市の母子保健計画の中心となることから施策とともに目標指標を設定します。

■基本目標１　安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり

すべての子どもたちが健やかに成長することを目指し、妊娠期より、関係機関と連携し、安心して産み育てるため、母子を中心とした家族への切れ目のない支援を実施します。また、親子に寄り添い、健やかな子どもの発育・発達の支援に努めるとともに、次世代を担う子どもたちを育てるための思春期支援を進めます。

■基本目標２　子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

保護者の子育てに対する負担、不安、孤立感をやわらげ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減に努めます。

■基本目標３　子どもの育ちを支援する地域づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、放課後等に子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、子どもが遊びや学びを通じて、自立心や社会性を身に付け、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って成長することができる環境づくりに向け、家庭・学校等における教育の充実を図ります。さらに、すべての人が子どもや子育て支援への関心と理解を深め、子どもや子育てを支えあうことのできる地域づくりを進めます。

■基本目標４　子どもを守る地域づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、交通事故や犯罪、災害などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

３　施策体系

基本理念	基本目標	主な施策
ともに子育てを支えあうまちづくり	基本目標１ **安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり**	１　妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ２　安心して妊娠・出産できる環境づくり ３　健やかな子どもの発育・発達の支援
	基本目標２ **子育てと仕事の両立を支援する環境づくり**	１　多様な保育・教育ニーズに対応するための支援 ２　ともに子育てを担い、生活と調和した働き方の実現に向けた取り組みの推進 ３　子どもを持つ家庭への経済的支援
	基本目標３ **子どもの育ちを支援する地域づくり**	１　乳幼児の交流の場づくり ２　小学生の居場所づくり ３　子どもの遊び場等の確保・充実 ４　子どもの「生きる力」を育む教育環境づくり ５　子育てを支える地域づくり
	基本目標４ **子どもを守る地域づくり**	１　子どもの人権尊重と児童虐待の防止 ２　発達に支援が必要な子どもへの施策の推進 ３　ひとり親家庭への支援 ４　経済的困難を抱える家庭への支援 ５　子どもの安全と安心の確保

第４章　施策の展開

基本目標１　安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり

１　妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

現状と課題

現在の子育てを取り巻く環境は、子育てに関する情報が氾濫する中、子育ての悩みも複雑化、多様化してきていると指摘されています。

本市においても、少子高齢化が進み、妊娠・出産・子育てを身近に見聞きすることが少なくなった一方で、ＳＮＳ等の普及により、多くの情報が氾濫する中で、妊娠・出産・子育てを迎える家族が増えています。また、核家族も多く、育児不安を抱え、十分な育児サポート体制がとれていない状態で育児を開始することも多くなっています。さらに、出生数の減少により地域における交流の場が少なく、保護者の多くは、不安や負担を抱えながら日々の子育てを行っていると考えられます。このような現状を踏まえ、妊娠期からの子育て期まで、母子のみでなく、父、兄弟等を含めた家族への切れ目のない支援が重要です。

本市では、平成 30 年２月に母子保健型の子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」を設置し、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなどを実施し、切れ目のない家族支援に努めています。

今後は、さらに「地域全体が子育てを理解し、支える体制の強化」、「支援される側が、切れ目なく支援を受けていることを理解、実感し、支援の切れ目に陥ることがない」体制づくりを推進することが必要です。

施策の方向

子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」を中心に、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、関係機関や地域住民と連携し、家族が支援の切れ目に陥ることなく子育てができる環境づくりを目指します。

さらに、子育てをしている親や、これから子どもを産み育てたいと考えている人が必要な情報を得られるよう、子育て情報冊子や広報紙、市ホームページなどを活用し、庁内組織と連携した情報提供に努めます。

主要施策

（１）子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」の充実

母子保健コーディネーター（保健師）が中心となり、母子健康手帳交付時に面談を実施し、支援を開始します。主に①出産前後の状況把握②妊娠・出産・育児に関する相談及び、必要な情報提供・助言・保健指導③支援プランの作成④保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整を実施します。

（２）健康（子育て）相談等の充実

相談を通じ、妊娠・出産・子育てに対する不安や悩みを持つ両親に寄り添い傾聴し、必要な情報を提供するなどの支援を行います。また、多職種が連携し、いつでも気軽に相談に対応できる体制づくりを図ります。

（３）子育てサポーターの育成と活動支援

地域の身近な相談者であり、行政とともに子育て支援を行う地域の子育て支援リーダーとして「子育てサポーター」を育成します。また、サポーターとして、親子の居場所づくりの提供や託児等を市と協働で実施し、地域において子育てを支える活動ができるよう支援します。

（４）多様な情報提供体制の充実

子育てをしている親や、これから子どもを産み育てたいと考えている人が必要な情報を得られるよう、市の子育て情報冊子や広報紙を活用して周知に努めます。また、市ホームページをはじめ、ＳＮＳ、ワンセグ等での情報提供の充実を図ります。

２　安心して妊娠・出産できる環境づくり

現状･課題

本市の合計特殊出生率は、三重県の平均を上回っていますが、出生数は、多少増減はあるものの減少傾向にあり、低体重児出生率は、県平均より低い現状にあります。その一方、世帯構成は、核家族化が全国平均を上回っており、さらに、少子化の影響で、地域において、子どもや子育て世代と交流することが少ない現状です。

このような状況の中、妊娠・出産・子育てに関する情報提供の充実や、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりをさらに進めていくことが求められています。

本市では、各種母子保健事業を通じて、妊娠・出産に関しての正しい知識の普及や不安の軽減等の支援体制整備に努めています。

母子健康手帳交付時は、妊婦アンケートを用いて面談し、妊娠・出産・子育てに向けた状況を把握し、必要に応じ、関係機関と連携した支援を開始します。

妊娠期については、母子の健康を推進するため、14 回の妊婦一般健康診査費助成事業を実施しており、さらに健診の結果、医師の指示などにより支援が必要な妊婦に対しては、訪問等を実施しています。

産後は、産婦の全戸訪問（乳児家庭全戸訪問同時実施）を実施し、子育ての悩みや不安を傾聴し助言するとともに、産後うつ質問票（ＥＰＤＳ）を活用した支援を行っています。また、産後ケア事業として、支援を必要とする母子に対し、尾鷲総合病院において保健指導等のサービスが提供できる体制を整えています。

しかし、産後、産婦の心身の状態を把握し、支援が必要となる産婦を早期に把握するための体制に課題があり、今後は産婦健診等の取り組みを検討し、医療機関からの切れ目のない支援の体制づくりが重要です。

また、胎児にも影響を生じるおそれがある喫煙については、家庭等における分煙について啓発を強化する必要があります。

施策の方向

妊娠初期から、妊婦を取り巻く状況について把握し、情報提供や保健指導を行い、切れ目のない安心・安全な妊娠・出産・子育てのために、医療機関と連携した支援施策の充実を目指します。また、産婦の心身の状況の把握に努め、早期支援体制の構築に努めます。

主要施策

（１）母子健康手帳の交付・妊婦アンケート実施

母子保健コーディネーター（保健師）が中心となり、母子健康手帳の交付を行います。また、妊婦アンケートを実施し、妊婦の健康状態及び妊娠・出産・育児における支援者の把握等を行うとともに、子育て支援情報を提供し、必要に応じ医療機関等と連携しながら、妊娠期からの切れ目のない支援を開始します。

（２）妊婦一般健康診査の実施

医療機関と連携し、妊娠中の異常の有無を早期に確認し、妊婦の健康管理を図るとともに、経済的支援のため、妊娠初期から出産時までの 14 回分の健診費用の助成を実施します。また、健診結果などにより、必要に応じて医療機関と連携した支援を実施します。

（３）妊婦家庭訪問等

妊婦アンケートや妊婦一般健康診査等の結果より、家庭訪問や電話相談等を行い、安心・安全に出産を迎えるための相談支援を行います。

（４）妊婦歯科保健指導

母子健康手帳交付時に歯科保健パンフレットを配布し、妊娠による口腔内の変化や歯科受診の必要性、胎児の歯への影響などを周知し、妊娠期から歯の健康への意識づけを行います。

（５）産婦訪問

おおむね生後２か月までに、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）と同時に、すべての産婦を対象に訪問を実施します。産後うつ質問票（ＥＰＤＳ）を活用し、産婦の心身の健康状態の把握に努め、継続支援が必要となった場合は、関係機関と連携した家族支援や産後ケアの紹介等を行います。

（６）産後ケア事業

母親の心身の不調や授乳困難などにより支援を必要とするが家族のサポートを得られない母子に対し、出産直後より産科医療機関（尾鷲総合病院）において支援を行います。

（７）産婦健康診査

産後うつの予防や新生児への虐待予防等も視野にいれ、産後２週間、産後１か月等の時期に、母体の回復や授乳状況など、心身の状態を把握するための健康診査を実施し、産後、早期に支援ができる体制を整えます。

（８）産前・産後サポート事業

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）による不安や困りごとを軽減するとともに、地域の親同士の仲間づくり（交流）を促すなど、家庭や地域における妊産婦の孤立感の軽減を図り、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨むための体制を整えます。

（９）母子への喫煙・防煙対策

受動喫煙防止とＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）予防のため、喫煙が妊婦や子どもに与える影響等について、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時などに情報提供と啓発を行います。

（10）不妊治療対策

不妊治療を受けるための経済的負担の軽減を図るため、「三重県特定不妊治療費助成事業」に加え、「尾鷲市特定不妊治療費助成事業」を県と連携して実施します。

（11）マタニティマークの普及・啓発

母子健康手帳交付時にマタニティステッカー等の配布を行うなど、マタニティマークの普及・啓発を進めるとともに、市民に対しても、マタニティマークの周知を行います。

３　健やかな子どもの発育・発達の支援

現状・課題

子どもの健やかな発育・発達は、胎児期を含めた妊娠中からの環境が重要となります。家庭においては、親子の愛着形成や生活習慣の獲得が、心身の発育・発達と健康づくりの基盤となります。

本市においては、母子健康手帳交付時より、語り掛けの大切さ、食育、歯科保健等についての支援を開始します。また、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）や乳幼児健診等において、離乳食等の食生活、成長に応じたスキンシップ、生活習慣の獲得の仕方等について支援します。また、感染症から守るための予防接種の実施や、乳幼児期の死亡原因の上位をしめる事故予防について周知に努めています。

さらに、子ども自身の育ちの要因や、環境要因などにより、発育・発達に偏りがあり、子ども自身が生活や学習等において困り感を抱いたり、親が育てにくさを感じることもあります。そのため、未熟児訪問や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診などにより、保健・福祉・医療・教育が連携し、子育てと、子どもの発育・発達に寄り添い、親子の困り感を早期発見し、早期支援につなげることが重要になります。

本市においては、親子に寄り添い、子どもの発育・発達、子育て支援、虐待防止対策等を推進するために、子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」に、保健師、管理栄養士、保育士、社会福祉士、家庭児童相談員等が配置されており、ワンストップでの連携した相談支援を開始し、関係機関と連携した切れ目のない支援を目指しています。

また、学童期・思春期については、命の大切さについて、尾鷲総合病院や小中学校と連携した事業を実施していますが、今後は、自らが親になることを視野にいれた、乳幼児やその親とふれあう取り組みや、成人期に向けた健康増進のための生活習慣の獲得についても支援体制を整備することが必要です。

施策の方向

子どもの健やかな成長のために、愛着形成や基本となる生活習慣の獲得を支援することを目指します。

また、地域全体で親子に寄り添い、子育て中の親が孤立することを防ぐとともに、関係機関と連携し、子どもの発育・発達や子育ての困り感に対する早期支援により子どもの健やかな発育・発達を目指します。

さらに、学童期・思春期においては、命を大切にし、自己肯定感を高める支援等を継続するとともに、成人期に向けて、自ら親となるための支援や、健康増進のための生活習慣獲得等の支援にも努めます。

主要施策

（１）乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）の実施

おおむね生後２か月までに全戸訪問を実施し、乳児の発育・発達状態の確認、育児に対する不安や悩みを傾聴し、助言を行い、発育発達及び育児支援に努めます。また、あわせて産婦訪問も実施し、母親の心身の健康支援も行います。

（２）ブックスタートの実施

乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時に、絵本をプレゼントし、絵本を介して赤ちゃんに語り掛け、心をふれあうきっかけづくりをすることで、子育てと子どもの心身の成長発達を支援します。

（３）未熟児訪問・未熟児養育医療給付事業の実施

①出生体重が 2,000ｇ以下あるいは②児の状態により医師が入院を必要と認めた場合、保護者からの申請に対して医療費（保険診療分）を給付することで経済的支援をするとともに、退院直後に訪問し、子育てと子どもの発育・発達の早期支援を開始します。

（４）新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業及び難聴児への早期支援

新生児聴覚検査により、難聴の可能性を早期に発見し、専門機関を受診することで、子どもの発達を支援するとともに、費用助成など経済的支援を行います。また、出産直後に告げられる新生児の状況に対する保護者が抱く大きな不安や、新生児の成長に対して早期に支援する体制づくりを検討します。

（５）乳児一般健康診査の実施

生後４か月児、10 か月児を対象に県内の医療機関において、無料で心身の発育発達と疾病の早期発見のために健康診査を行い、結果に基づき、医療機関と連携した支援を実施します。

（６）幼児健康診査の実施

１歳６か月児と３歳児を対象に、福祉保健センターにおいて、疾病の早期発見、心身の発育発達及び生活習慣の獲得等を把握するための健康診査を実施し、その結果に基づき支援を行います。また、歯科健診、歯科保健指導を実施し、虫歯予防、歯の健康の保持・増進を支援します。

（７）乳幼児健康（子育て）相談の実施

福祉保健センターにおいて、定期的に実施している乳幼児健康相談や随時、来所や電話で実施している子育て相談等において、身長・体重測定、発達の確認、離乳食等についての個別相談を実施します。

（８）子育てサークルの支援

親子の居場所づくり、交流の場として、福祉保健センターを定期的に開放します。また、子育てサポーター等が中心となり子育てサークル「お楽しみデー」や、親子のほっとスペース「ちょっとよってってぃ」等を実施し、保護者に寄り添い、子育てを支援することを強化します。

（９）歯科保健事業の実施

教室や歯科保健指導等を通して、乳幼児期から虫歯予防を生活習慣化できるよう支援します。また、歯科健診・フッ素塗布券を配布し、定期歯科健診など歯科受診のきっかけづくりを行います。さらに、歯と口の健康週間にあわせて市内保育園、幼稚園で虫歯予防教室を実施します。

（10）予防接種事業の実施

各種感染症に対する予防接種を実施し、乳幼児、児童の健康の保持増進を図ります。また、標準的な時期（基本となる予防接種ごとの年齢）に接種ができるよう、接種時期にあわせた個別通知などにより接種勧奨に努めます。

（11）食育の推進

実習による離乳食教室や個別の相談等を通じて、乳幼児期からの発達に応じた食の指導の充実を図ります。

（12）誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策

パンフレットの配布や保健指導、個別相談などを通じて、誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策の啓発を行います。

（13）思春期教室の開催

尾鷲総合病院と連携し、市内の小・中学生を対象に、生命の大切さ、自己肯定感を高めること、性に対する正しい知識などについて身に付ける思春期教室を開催します。また、今後は、関係機関と連携し、自ら親になるための乳幼児とのふれあい体験や成人期に向けた健康づくりのための支援に努めます。

母子保健計画（基本目標１）における目標指標

項目	現状値 （平成 30 年度）	目標値 （令和６年度）
①妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供実施率	92.8%	100%
②妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供フォロー率	60.0%	100%
③すこやか赤ちゃん訪問実施率	93.6%	100%
④すこやか赤ちゃん訪問未実施者フォロー率	100.0%	100%
⑤産婦訪問（ＥＰＤＳ含む）実施率	100.0%	100%
⑥ＥＰＤＳにて９点以上の産婦へのフォロー率	66.7%	100%
⑦４か月健診受診率	100.0%	100%
⑧10 か月健診受診率	100.0%	100%
⑨１歳６か月児健診受診率	100.0%	100%
⑩３歳児健診受診率	100.0%	100%
⑪３歳児健診未受診者フォロー率	100.0%	100%
⑫ＳＩＤＳについて知っている割合	88.9%	100%
⑬浴室のドアに、子どもが１人で開けることのできないような工夫がしてある割合	34.2%	100%
⑭１歳６か月児で仕上げ磨きをする親の割合	98.7%	100%
⑮３歳児で仕上げ磨きをする親の割合	100.0%	100%

※出典について：①②母子保健手帳交付台帳、③～⑤すこやか赤ちゃん訪問実績、⑥すこやか赤ちゃん訪問時ＥＰＤＳ、⑦～⑪母子保健報告、⑫⑬１歳６か月児健診アンケート、⑭１歳６か月児健診問診票、⑮３歳児健診問診票

基本目標２　子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

１　多様な保育・教育ニーズに対応するための支援

現状・課題

核家族化や近所づきあいの希薄化、女性の社会進出による共働き世帯の増加などにより、近年、様々な保育サービス・子育て支援サービスの需要が伸びています。

アンケート調査においても、就労している女性の保護者が前回調査に比べ増加しています。

本市では、矢浜保育園、尾鷲第三保育園、尾鷲第四保育園など保育施設の整備とともに、延長保育、障がい児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業等を実施し、子育て家庭を支援しています。

延長保育は２か所の保育園で実施しており、保護者の勤務時間に応じた保育を実施することで、就労している保護者の心理的、身体的な負担を減らし、希望の職種・勤務形態に従事するための助けとなっています。また、障がい児保育については、尾鷲第三保育園を中心に実施しています。

休日保育、病後児保育については、未実施となっていますが、ファミリー・サポート・センターで対応しています。ファミリー・サポート・センターでは、市民への事業の周知・啓発など利用促進を図るとともに事業の充実に努めています。

一時預かり事業については、尾鷲第四保育園にて緊急時、保護者の就労やリフレッシュなど、保護者に代わって保育園で一時的に保育を実施しています。

施策の方向

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた教育・保育サービスの充実を図ります。

主要施策

（１）保育・教育サービスの充実

発達段階に応じた質の高い保育・教育が各保育園・幼稚園で提供されるよう保育内容の充実に努めます。

また、現在、市内には認定こども園はありませんが、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえて認定こども園の検討を行います。

（２）延長保育の実施

保護者の勤務形態に対応し、保育園において、通常の保育時間を超えた保育を実施します。

（３）障がい児保育の実施

障がいのある子どもについて、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況にあわせた保育を推進します。必要に応じて加配保育士を配置するなどの支援体制の充実を図ります。

（４）一時預かり事業の実施

緊急時、保護者の就労やリフレッシュなど、保護者に代わって保育園で一時的に保育を行い、保護者の心理的、身体的な負担の軽減を図ります。

（５）ファミリー・サポート・センター事業の充実

子どもを預かってくれる人（援助会員）、子どもを預かってほしい人（依頼会員）、両方したい人・できる人（両方会員）の積極的な登録を図り、会員同士で子育てを支援する相互援助活動を充実させます。また、子育てサポーターとあわせてリーダーを養成し、そのリーダーが中心となって地域で子育てをしたい人に対して必要な知識や技術の指導を行い、援助会員として養成を図ります。

（６）休日保育

日曜日や祝日に保護者の都合により家庭での保育が困難となった児童を保育します（※この事業については、ファミリー・サポート・センターで対応しています）。

（７）病後児保育

子どもの病気のため、仕事を持つ親が職場を長期的に休まなければならなくなったケースに対応し、回復期における子どもの保育を実施します（※この事業については、ファミリー・サポート・センターで対応しています）。

２　ともに子育てを担い、生活と調和した働き方の実現に向けた取り組みの推進

現状・課題

　個人の生き方や価値観の多様化など、男女を取り巻く環境が変化する中、人権を尊重し、性別にかかわりなく個性や能力を発揮し、多様な働き方が実現できる環境づくりが求められています。

　子育てなどで、様々な時間制約を持つ人が、安定した雇用の上に、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、いわゆるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のためには、事業主に対して働きかけるとともに、社会全体の意識改革が必要です。

　また、男女共同参画社会の進展や、核家族化により子育て家庭に育児負担が集中する中、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、各分野が連携し教育・広報・啓発等の効果的な取り組みを推進することが求められています。

　アンケート調査結果をみると、配偶者が育児へ協力している割合が前回調査より増加しており、父親の育児参加が進んできていることがうかがえます。

　しかし、生活時間に占める父親の育児参加時間はそれほど多くなく、依然として育児は母親の役割であるという意識も強いことが考えられるため、さらに父親の育児参加への意識を高めていく必要があります。

　また、結婚や出産・育児に際して、希望に応じた就労継続、あるいは就労中断後における再就職支援や若年者への就職支援など、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが求められています。

施策の方向

　男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。

　また、夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

　さらに、関係機関と連携し、就労中断後における再就職支援や若年者への就職支援など雇用の促進につながるよう努めます。

主要施策

（１）子育て支援に配慮した企業活動の促進

仕事優先の企業風土を見直すため、関係機関と連携しながら、育児休業制度など国の各種制度等の周知を図るなど、企業における子育て支援に配慮した企業活動への働きかけを行います。

（２）ともに子育てを担う意識づくり

家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・学校・職場において、幅広い年齢層を対象に育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担う意識の啓発活動に努めます。

（３）就労支援事業

ハローワーク尾鷲と連携し、有効な就職・転職活動のサポートや、就労に必要な技能を身に付ける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努めます。

３　子どもを持つ家庭への経済的支援

現状・課題

子どもを産み育てることに対する負担感としては様々なものがありますが、経済状況が厳しい中、出産・育児・教育・医療など、子育てにかかる費用が家計を圧迫するなど、経済的な負担が少子化の一因ともいわれています。

アンケート調査においても、児童手当や医療費助成などの経済的な支援の取り組みについて、経済的負担感の軽減を望む声が多くなっています。

本市では、急速な少子化の進行などを踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、国基準に基づき、支給対象年齢や助成対象年齢の引き上げ、多子世帯への支援などにより、児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図っています。

また、医療費の助成については、平成 30 年９月から対象を中学校卒業までに拡大するとともに、令和元年９月から０歳から小学校入学前までの子どもを対象に現物給付化を実施しています。

施策の方向

国・県の動向を踏まえ、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

主要施策

（１）児童手当

児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、児童手当法に基づく手当の支給を行います。

（２）子ども医療費助成

子どもの健康維持を支援するため、中学校卒業までの子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。また、０歳から小学校入学前までの児童を対象に現物給付（窓口無料化）を実施します。

（３）多子世帯支援事業

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ、おしりふき及び乳児用ミルクを購入できる利用券を支給します。

（４）尾鷲市指定ゴミ袋の減免

０歳から２歳までの子どものいる世帯に、1,800 リットルまでの市指定ゴミ袋の減免を行います。

基本目標３　子どもの育ちを支援する地域づくり

１　乳幼児の交流の場づくり

現状･課題

本市では、子育てを担う親が、親同士の交流、親と子どもの交流を通して子育てにかかわるストレスを解消し、リフレッシュできるよう、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」を中心に、各種講座・講演会の実施など、様々な交流機会の提供を図っています。

また、市内の幼稚園・保育園の園庭開放を実施し、子育て中の保護者や幼稚園・保育園に、入園希望の保護者が園を訪れ、児童の様子を見学し、育児に関する相談等を行う場となっています。

施策の方向

子育てを担う親が、子育てにかかる不安を解消するため、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」での活動や保育園・幼稚園の開放などを通して、交流や相談の機会を提供します。

主要施策

（１）地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の充実

主に乳幼児（０～２歳児）を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講習等を実施します。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や団体等と連携して、地域に出向いた子育て支援活動を実施します。

（２）幼稚園・保育園の園庭開放事業

親同士や子どもの異年齢交流に加えて、気軽に子育て相談ができる場として、また地域に開かれた子どもの体験の場として、幼稚園・保育園の園庭開放を進めます。

２　小学生の居場所づくり

現状・課題

近年の女性就業率の上昇などにより、共働き家庭の児童数の増加が見込まれている中、次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破する観点から、放課後の子どもの居場所づくりが求められています。

本市では、尾鷲小学校に通う１～２年生の児童を対象とする「わんぱくクラブ」（尾鷲幼稚園２階）と、宮之上小学校などに通う３年生までの児童、発達障がいを持つ６年生までの児童を対象とする「くれよん」（福祉保健センター４階）の２か所で放課後児童クラブを開設しています。

また、全小学校区を対象に、地域の実情にあわせて子どもたちが安心して集い、地域の方々との交流や遊び、学習など、いきいきと活動できる居場所や機会を提供するため、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」を実施しています。

さらに、平成 31 年３月に「新・放課後子ども総合プラン行動計画」を策定し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実とともに、事業の連携強化に努めています。

施策の方向

今後も、子どもが放課後などにおいて、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを進めます。

主要施策

（１）放課後児童クラブの充実

放課後、就労などにより保護者が自宅にいない小学生を対象に、安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。また、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

（２）放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」の充実

全小学校区を対象に、放課後や休日等に地域の実情にあわせて子どもたちが安心して集い、地域の方々との交流や遊び、学習など、いきいきと活動できる居場所や機会を提供します。また、既存の地域活動や地域のイベントとも連携し、子どもたちが参加しやすい体制づくりに努めます。さらに、配慮が必要な児童の受け入れ体制の充実を図ります。

３　子どもの遊び場等の確保・充実

現状･課題

本市では、子どもの身近な遊び場である公園について、遊具等の日常点検、修繕や樹木剪定を実施し、子どもたちが身近な地域で安全に遊べる場の確保に努めています。

また、既存の公共施設の活用を図るため、体育館･グラウンド･テニスコート等の開放を地域において進めるとともに、福祉保健センターを親子が気軽に集える場として、要望に応じて開放しています。

さらに、子どもが参加できるイベントとして、遊びやスポーツを通じた青少年健全育成や世代間交流、地域間交流等を目的とした「あそび＆ニュースポーツ」の開催、コミュニティーセンターでの地域特性に応じた各種講座を開催しています。

図書館では、乳幼児から絵本等に親しむ環境づくりを進めるため、ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせ活動や「おはなし出前講座」も実施しています。

施策の方向

今後も、公園の遊具の充実、点検・管理を実施し、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。また、公共施設の開放を進め、親子が気軽に利用できる場の提供を進めます。

さらに、子どもたちが参加しやすいイベントや講座を開催し、放課後や休日などに子どもたちが安心して集い、様々な交流ができる機会の提供を図ります。

主要施策

（１）公園等の適切な維持・管理

公園の遊具の充実、点検・管理に努めるとともに、市民の意見を取り入れながら安全に利用できる公園の維持を進めます。

（２）既存施設の開放と利用促進

体育館、学校施設や公民館、各コミュニティーセンター等を活用し、地域における利用促進を進めます。また、保育園・幼稚園の園庭開放については、利便性と安全性に配慮して進めます。さらに、福祉保健センターについては、親子が気軽に集える場として、効果的な活用を図ります。

（３）あそび＆ニュースポーツ

誰もが気軽に楽しむことができ、また世代間交流を図ることを目的に、ニュースポーツ教室・大会を開催します。

（４）スポーツ少年団活動の促進

青少年の健全育成や子どもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動に対する支援を進めます。

（５）子どもを対象とした各種講座の開催

地域の様々な団体と協力し子育て世代の親子を対象とした「子育て HAPPYDAY」を実施します。また、夏休み中に輪内地区児童を対象としたサマースクールの実施や、夏休み中の子どもの居場所づくりとして、中央公民館の１室を児童ルームとして開放し、自由に遊べる場所を提供します。

（６）図書館での読み聞かせ活動

図書館では、ボランティアの協力を得ながら「おはなしだっこ」、「おはなしの時間」、「おはなしの広場」など年齢に応じたおはなし会を開催し、絵本の読み聞かせ、手遊び、折り紙・工作を通し、読書の楽しみ、想像力を育むきっかけとします。

（７）おはなし出前講座

育児サークルやちびっこひろば、保育園、幼稚園、学校などにおいて要望がある場合、おはなし出前講座として図書館職員や読書ボランティアを派遣します。

４　子どもの「生きる力」を育む教育環境づくり

現状・課題

近年の核家族化の進行に伴い、身近に祖父母がいないことや兄弟数の減少、近所の人々との交流機会の減少など、家庭教育における学びの範囲が狭くなり、家庭における子育て力の低下がみられる中、子どものより良い発達に向け、家庭教育の充実が求められています。

本市では、保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るとともに、チーム尾鷲（保健師【ＣＬＭコーチ】・保育士・社会福祉士・教員）が各保育園・幼稚園を巡回し、資質の向上に努めています。

また、各小学校において保幼小の連絡会等を活用し、保育園と幼稚園、小学校の連携強化に努めています。

市内の小・中学校等においては、教科・生徒指導研修を推進し、児童理解を深め、自ら学び自ら考える「生きる力」の育成に努めるとともに、支援を必要とする児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育を実施しています。

施策の方向

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を支援するとともに、保育園と幼稚園、小学校の連携強化を図ります。また、「生きる力」や「豊かな心」を持った子どもの育成に努めます。さらに、支援を必要とする子どもの確かな学びと豊かな育ちを支援していくため、小・中学校での指導体制の充実を図ります。

主要施策

（１）乳幼児教育の充実

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図ります。また、チーム尾鷲（保健師【ＣＬＭコーチ】・保育士・社会福祉士・教員）が各保育園・幼稚園を巡回して資質の向上に努めます。さらに、保育園と幼稚園、保育園と小学校、幼稚園と小学校が、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、今後も途切れのない支援体制の充実に努めます。

（２）学校教育の充実

子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな学習指導及び生活指導の充実や個々の教育的ニーズにより細かく対応できる体制づくりのため、教科の学習をはじめ、出会い、

ふれあい、学びあう多様で豊かな体験活動を通して、他者とともに学び、高めあい、つながりあう「生きる力」「豊かな心」を持った子どもの育成に努めます。また、安全で安心な食育の推進をはじめ、心の教育、情報化に対応した教育、健やかな体を育てる体育・保健教育の推進、防災教育の推進を図ります。さらに、教育環境の整備など、安心して学べる教育環境の充実を図ります。

（３）いじめ・不登校・特別なニーズのある子どもへの支援

いじめ、不登校、特別なニーズのある子ども及びその保護者を支援するため、電話相談・来所相談・訪問指導・巡回教育相談などの相談を行うとともに、教育支援センター「あおさぎ教室」での授業やカウンセリング、スクールカウンセラーによる教育相談等を行います。

（４）特別支援教育の充実

支援を必要とする子ども一人ひとりがその能力を伸ばし、適切な教育を受けられるよう、特別支援のサポーターを配置するとともに、教職員の特別支援教育に関する研修や教育内容の研究など、体制の充実を図ります。また、保護者と学校の一層の連携強化に努めます。

（５）就学指導の充実

障がいがあると認められる児童・生徒に関して、その児童・生徒にとって適正な就学ができ、専門的な教育や指導を受けることができるよう、障がいの程度を把握し、適正な就学指導を行います。

（６）障がいのある児童・生徒の地域交流活動の推進

障がいのある児童・生徒の学校・学級間及び地域との交流を深めるため、その機会づくりを進めます。

（７）思春期保健対策の充実

思春期教室（いのちの教室）を通じて、命の大切さ、性に関する教育など幅広い知識の普及に努めます。また、生涯にわたる健康や生活習慣を形成するために大切な時期であり、喫煙・飲酒、薬物乱用の危険性についての健康教育、保健指導を実施します。

５　子育てを支える地域づくり

現状・課題

核家族化や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化といった社会状況の変化により、家庭の教育力や地域の教育力の低下が指摘されています。また、子どもは社会に適応するための知恵を家庭や学校だけでなく、地域においても得ており、特に地域では様々な年齢層や立場の人々とふれあうことで、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることができます。この点からも、地域の関係性の希薄化は問題で、地域特性に応じた子育て支援のあり方を検討していく必要があります。

本市においても地域との連携を図りながら、様々な子育て支援活動や各地区の子ども会で年間を通して様々な活動を行っています。

施策の方向

子ども会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、尾鷲市社会福祉協議会のボランティアセンターと協働し、ボランティア活動の活性化を図り、地域における人と人との結びつきを強めていきます。

主要施策

（１）地域の教育力の強化

子ども会やスポーツ少年団の活動を支援するなど、地域における人と人との結びつきを強めていきます。また、各地区の活動団体が、年間を通して活発に活動できるよう交流イベント等での補助事業の活用を促進します。さらに、青少年の健全育成や子どもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動に対する支援を進めます。

（２）ボランティア活動の活性化

尾鷲市社会福祉協議会と協働し、ボランティア活動の活性化を図ります。また、子育てボランティアの育成に努めるとともに、本の読み聞かせ活動など、地域ぐるみの交流・子育て支援活動を展開します。

基本目標４　子どもを守る地域づくり

１　子どもの人権尊重と児童虐待の防止

現状・課題

妊娠期から子育て期は、子育てに対する不安やストレス、マタニティブルーなど精神的に不安定な状況になることがあるため、子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」等の身近な場所で相談できる支援体制を整え、子育て支援を通して虐待防止対策に努めています。

また、児童福祉法第25条の２に規定する要保護児童対策地域協議会として、児童相談所や警察、教育・福祉の関係機関・団体で組織する「尾鷲市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を組織し、相互の連携を強化し、複雑多様化する児童問題の未然防止や虐待の早期発見、虐待発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。

「尾鷲市要保護児童対策地域協議会」は代表者会議を年１回、実務者会議を年２回開催しており、必要に応じて個別ケース会議を開催し、要保護児童・要支援児童の支援を行っています。

施策の方向

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るため、保健・福祉行政機関をはじめ、各関係機関代表者がそれぞれの機能を十分に発揮し、実効的な支援を連携しながら対応するため、「尾鷲市要保護児童対策地域協議会」の参加機関との連携を強化し、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、専門的な職員の配置など相談体制の強化を図ります。

また、子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子どもに関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。

主要施策

（１）家庭児童相談事業の強化

子どもを持つ家庭における人間関係の健全化、養育の適正化を図るため、養育・学校生活での悩みや問題について、専門相談員が相談に応じる家庭児童相談事業の強化を図ります。

（２）尾鷲市要保護児童対策地域協議会の活用

「尾鷲市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図ります。

（３）児童虐待防止に向けた啓発活動の推進

児童虐待防止に向けた市民啓発を進めるとともに、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」の周知を図ります。

（４）子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取り組み

子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子どもに関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。また、子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」をはじめ、要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連携・機能分担などの調整を図ります。

（５）児童虐待を予防するための支援

母子健康手帳交付時から、夫婦でともに子育てを担うための支援や妊婦同士の交流等を行っていきます。また、子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」を中心に、母親等の話を傾聴し、一人で問題を抱え込まないように、地域全体で子育てをしていく大切さを伝え、親子関係をよりよく育んでいけるよう支援します。さらに、児童虐待にかかわる関係機関との連携を強化し、それぞれの役割と機能を果たしながら支援できる体制を充実させていきます。

２　発達に支援が必要な子どもへの施策の推進

現状・課題

発達支援は、発達の遅れが判明してから支援を開始するのではなく、気になる段階から、子育て支援と関連づけて進める必要があります。このため、子どもの発達を見据えた支援を行い、地域の中で健やかな成長が育まれ、安心して子育てができる環境づくりに取り組むことが求められています。

本市では、乳幼児健診などの母子保健サービスや子育て支援サービスを通して、乳幼児期の疾病や発育・発達の遅れなどの早期発見・早期支援に努め、保健師や保育士、栄養士等の専門職種を配置した子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」が相談支援体制の中心となって、関係機関と連携して子どもの育ちを総合的に支援しています。

保育園・幼稚園においては、三重県が開発した支援ツールである「ＣＬＭ（チェック・リスト in 三重）と個別の指導計画」を活用した支援をするとともに、チーム尾鷲（保健師【ＣＬＭコーチ】・保育士・社会福祉士・教員）が保育園・幼稚園・小学校を巡回し、保健・福祉・教育との連携による発達支援ネットワークの構築に努めています。

また、本市では発達に課題のある子どもたちを対象に療育教室（すまいる教室）を実施しています。そのほかにも、障がい福祉サービスとして市内には児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所があり、子どもの発達の状況や特性にあわせた支援を行っています。

今後も、早期からの対応を図り、子どもの育つ力、子どもを養育する家族の力を引き出すなど、総合的な支援体制の充実に取り組む必要があります。

施策の方向

特別な支援を要する子どもの健全な発達に向けて、個々の発達や障がいに応じた相談支援体制や療育体制、在宅福祉サービスなど、保健・福祉・教育等の相互の連携を強化し、総合的な支援に努めます。また、児童発達支援センターの設置を検討します。

主要施策

（１）相談支援体制の充実

子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」の相談体制の充実を図ります。また、児童発達支援センターの設置を検討します。

（２）発達支援ネットワークの充実

チーム尾鷲（保健師【ＣＬＭコーチ】・保育士・社会福祉士・教員）が保育園・幼稚園・小学校を巡回し、保健・福祉・教育との連携による発達支援ネットワークを充実させ、途切れのない支援を目指します。

（３）乳幼児発育・発達支援の充実

乳幼児健康診査や相談等で疾病や、発育・発達の遅れが疑われた場合、保護者が子どもの状態を受け止め前向きに育児ができるよう支援します。また、適切な時期に相談機関・療育機関・医療機関などへの紹介を行います。

（４）障がい児保育の充実

障がいのある子どもについて、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況にあわせた保育を推進するとともに、必要に応じて加配保育士を配置するなどの支援体制の充実を図ります。また、市内の保育園・幼稚園で、「ＣＬＭ（チェック・リスト in 三重）と個別の指導計画」を活用した支援を行います。さらに、障がい福祉サービスを含めた療育支援体制の充実を図ります。

（５）特別支援教育の充実

支援を必要とする子ども一人ひとりがその能力を伸ばし、適切な教育を受けられるよう、特別支援のサポーターを配置するとともに、教職員の特別支援教育に関する研修や教育内容の研究など、体制の充実を図ります。また、保護者と学校の一層の連携強化に努めます。

（６）就学指導の充実

障がいがあると認められる児童・生徒に関して、その児童・生徒にとって適正な就学ができ、専門的な教育や指導を受けることができるよう、障がいの程度を把握し、適正な就学指導を行います。

（７）障がいのある児童・生徒の地域交流活動の推進

障がいのある児童・生徒の学校・学級間及び地域との交流を深めるため、その機会づくりを進めます。

（８）特別児童扶養手当の支給

精神または身体に障がいを有する 20 歳未満の児童の福祉の増進を図るため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。

３　ひとり親家庭への支援

現状と課題

近年、離婚数の増加とともにひとり親家庭が増加する傾向がみられます。子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスやひとり親家庭の自立に向けた総合的な対策が求められています。

本市では、ひとり親家庭に対して、関係機関と連携のもと、見守り・相談体制を整えるとともに、ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援するため、各種保育サービスの提供や相談、情報提供体制の充実等に努めています。

また、相談体制の充実と母子家庭の職業能力開発の促進や経済的自立支援の充実を図っています。

「母子世帯」の平均所得は「児童のいる世帯」全体に比べ低い傾向にあり、ひとり親家庭の自立を促進するため、就労支援や経済的な支援を充実させていくことが課題となっています。

施策の方向

国・県の動向を踏まえながら、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の助成を実施します。また、母子・父子・寡婦の自立した生活を支援するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を継続して実施するなど、ひとり親家庭の状況把握と日常生活及び就業への支援に努めます。

主要施策

（１）ひとり親家庭の自立支援

母子・父子福祉相談を通して、自立に必要な情報提供や指導及び求職活動に関する支援を行います。

（２）ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等を対象に、児童が高校卒業相当時までの医療費の自己負担分の一部を助成します。

（３）児童扶養手当事業

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行います。

（４）母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等への自立支援として必要な資金の貸付を行います。

（５）ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が緊急的に子どもの保育を必要とする場合に家庭生活支援員が自宅等において保育を行うなど、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

（６）高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親の経済的な自立を支援するため、看護師や介護福祉士等の資格取得のための高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、資格取得にかかる経済的負担の軽減を図ります。

４　経済的困難を抱える家庭への支援

現状と課題

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、国においては、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、同年には「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定しました。

また、国民生活基礎調査（厚生労働省）による子どもの貧困率は、平成 27 年で 13.9%と、およそ７人に１人の子どもが平均的な所得の半分に満たない世帯で暮らしており、子どもの貧困は大きな社会問題として認識されてきています。

三重県においても、平成 28 年に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、生まれ育った家庭の経済状態にかかわらず、子どもたちが必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援などによって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られるよう各種施策に取り組んでいます。

本市においては、経済的困難を抱える家庭への支援として、各種子育て支援事業の実施を通じた支援を進めるとともに、令和元年度からは市民団体による子ども食堂が開設され、その活動を支援しています。

施策の方向

家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが健やかに成長できるよう、市・地域が協働して経済的困難を抱える家庭への支援を図ります。

主要施策

（１）地域における支援の促進

子どもたちなどへの食事の提供を地域で主体的に運営する子ども食堂の活動支援を行い、子どもの孤食防止や居場所づくりを図ります。

（２）子育て支援事業等を通じた支援の推進

子どもが一層困難な状況に陥らないよう、生活支援を展開するとともに、家庭環境に左右されることなく、成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供を行い、学習支援を推進します。また、生活困窮者支援制度を活用した保護者の就労支援など子育て世帯の生活基盤の安定を図ります。

５　子どもの安全と安心の確保

現状と課題

本市では、交通安全対策として、園児・小学校児童を対象とした交通安全教室の開催をはじめ、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメットの着用に関する意識啓発とともに、道路管理者と連携して危険箇所へのカーブミラー及びガードレール等の設置を行っています。

防犯対策として、尾鷲警察署や尾鷲市防犯委員会との情報交換や連携のもと、地域住民の自主防犯活動の促進を図りながら、関係機関と一体となった被害防止活動を強化し、子どもが犯罪などの被害にあわないようなまちづくりを推進しています。

防災対策として、各学校・園の防災環境の整備に努めるとともに、防災・減災能力の育成を図るための防災教育、災害時における的確な対応を身に付ける防災訓練を実施しています。

青少年の非行防止、健全育成への啓発活動に向け、少年センターが中心となって、少年非行の早期発見、子どもの安全を主眼とした巡回及び街頭啓発活動を実施しています。

子どもや子ども連れの親が安心できる生活空間を確保できるよう、道路新設時に歩道の設置や段差の解消、街灯・防犯灯の整備など、バリアフリー化に配慮した安全な道路環境の整備に努めています。

施策の方向

交通安全対策をはじめ、防犯対策、防災対策の充実等を図るとともに、道路など安全な生活空間の確保を進め、子どもや子どもを持つ親が安全・安心して暮らせる環境づくりに努めます。

主要施策

（１）交通安全対策の充実

交通安全意識の啓発に向け、交通安全教室を幼稚園・保育園・地域等と連携を図りながら開催します。また、幼稚園、保育園における幼児とその保護者を対象に、チャイルドシートの利用促進の啓発を行います。さらに、安全な交通環境の確保を図るため、カーブミラーやガードレールなど交通安全施設の維持・整備を行うとともに、今後、キッズゾーンの創設を検討します。

（２）防犯対策の充実

子どもの安全確保及び地域の防犯強化を図るため、尾鷲市防犯委員会をはじめ、自治組織や防犯関係機関で取り組む地域主体のパトロールや啓発活動を促進します。また、防犯意識の高揚を図るため、警察と連携して防犯教室等を実施します。さらに、学校・園施設等において、危機管理マニュアルの見直しを随時行い、安全対策・危機管理対策の強化に努めます。

（３）防災対策の充実

自然災害に対して、子どもが適切に対応できる能力を養うために防災訓練を実施します。また、子ども自身が自分の身を守れるよう、防災基礎知識とともに、危険な場所や安全な場所を探すタウンウォッチングを実施するなど総合的な防災学習を実施します。

（４）青少年の問題行動等への対応

青少年の非行防止や健全育成を目指して、巡回及び街頭啓発活動を促進します。また、「尾鷲市学校警察連絡協議会」が中心となり、学校・警察・ＰＴＡ・地域住民・関係機関が一体となった事業活動を展開していきます。さらに、「子ども１１０番の家」の設置を促進します。

（５）安心できる生活空間の確保

歩道の整備、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した道路整備に努めます。また、市営住宅については、適切な維持管理、長寿命化を進めていきます。

第５章　子ども・子育て支援の具体的事業目標

１　子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

Ⅰ　子ども・子育て支援給付

- 子どものための教育・保育給付
  - 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育園）
  - 地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）
- 子育てのための施設等利用給付（未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用）
- 子どものための現金給付（児童手当）

Ⅱ　地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援に関する事業
②時間外保育事業（延長保育事業）
③放課後児童健全育成事業
④子育て短期支援事業
⑤一時預かり事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
⑦養育支援訪問事業
⑧地域子育て支援拠点事業
⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
⑪妊婦健康診査
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第 1 期計画に引き続き全市１区域として設定します。

３　児童人口の見込み

本計画の計画期間における児童人口については、今後も児童人口は減少傾向で推移することが見込まれます。

計画期間における児童人口（０～11 歳）の見込み

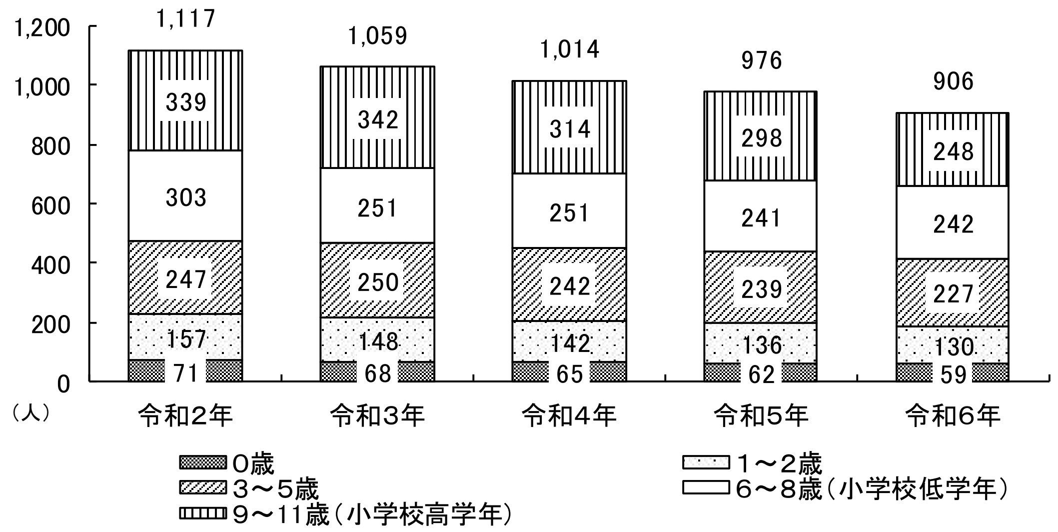

４　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定は６つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	１号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満３歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新１号認定	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
	新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

（２）認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の２種類

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やＤＶのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

（３）確保の内容及び実施時期

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成 31 年４月１日現在、保育園が７か所、公立幼稚園が２か所（令和元年度末に三木幼稚園が閉園予定であり、令和２年度以降は１園となります）となっています。

供給体制については、量の見込みに対した供給が可能となっており、今後も供給体制の確保に努めます。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

１号認定（新制度幼稚園等のみを希望する満３歳以上の就学前の子ども）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込			16人	15人	13人	11人	9人
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（幼稚園）	65人	65 人	65 人	65 人	65 人
		市外（幼稚園等）	０人	０人	０人	０人	０人
		計	65人	65 人	65 人	65 人	65 人
	確認を受けない幼稚園		０人	０人	０人	０人	０人
	合計		65人	65 人	65 人	65 人	65 人

１号認定の利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者	32 人	45 人	37 人	29 人

２号認定（満３歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込			230人	231人	228人	226人	217人
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園）	245人	245人	245人	245人	245人
		市外（保育園等）	４人	４人	４人	４人	４人
		計	249人	249 人	249 人	249 人	249 人
	幼稚園＋預かり保育		０人	０人	０人	０人	０人
	企業主導型保育施設の地域枠		０人	０人	０人	０人	０人
	合計		249人	249 人	249 人	249 人	249 人

２号認定の利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者	303 人	281 人	262 人	219 人

３号認定（満３歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

０歳

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込			32人	30人	29人	28人	26人
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園）	32人	32 人	32 人	32 人	32 人
		市外（保育園等）	２人	２人	２人	２人	２人
		計	34人	34 人	34 人	34 人	34 人
	地域型保育	小規模保育	０人	０人	０人	０人	０人
		家庭的保育	０人	０人	０人	０人	０人
		事業所内保育	０人	０人	０人	０人	０人
		計	０人	０人	０人	０人	０人
	認可外保育施設		０人	０人	０人	０人	０人
	企業主導型保育施設の地域枠		０人	０人	０人	０人	０人
	合計		34人	34人	34人	34人	34人

３号認定（０歳）の利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者	29 人	33 人	27 人	35 人

１～２歳

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>令和２
年度</th><th>令和３
年度</th><th>令和４
年度</th><th>令和５
年度</th><th>令和６
年度</th></tr>
<tr><td colspan="3">①量の見込</td><td>110人</td><td>103人</td><td>99人</td><td>95人</td><td>91人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">②確保内容</td><td rowspan="3">特定教育・保育施設</td><td>市内（保育園）</td><td>115人</td><td>115人</td><td>115人</td><td>115人</td><td>115人</td></tr>
<tr><td>市外（保育園等）</td><td>２人</td><td>２人</td><td>２人</td><td>２人</td><td>２人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>117人</td><td>117 人</td><td>117 人</td><td>117 人</td><td>117 人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育</td><td>小規模保育</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td>家庭的保育</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td>事業所内保育</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可外保育施設</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業主導型保育施設の地域枠</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>117人</td><td>117人</td><td>117人</td><td>117人</td><td>117人</td></tr>
</table>

３号認定（１～２歳）の利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者	110 人	147 人	128 人	127 人

３歳未満児の保育利用率

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３歳未満の子どもの数	228	216	207	198	189
利用定員数	151	151	151	151	151
３歳未満児の保育利用率	66.2%	69.9%	72.9%	76.3%	79.9%

※満３歳未満の子どもの数全体に占める３号認定の利用率：利用定員数（保育の提供量）÷推計人口

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、三重県に対して協力を要請できることを踏まえ、三重県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

５　地域子ども・子育て支援事業

令和２年度から５年間における量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に従い推計します。ただし、国の基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、ニーズ調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出します。

（１）利用者支援に関する事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の３種類があります。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態） ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） ・母子保健型（保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

現　状

平成 30 年２月に母子保健型の子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援を目指して体制を構築しています。

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
基本型	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所
特定型	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所
母子保健型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
②確保内容	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠・出産・子育てに関する様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師等が妊産婦等への相談支援を実施し、切れ目のない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもに対して、保護者の就労時間などにより、保育園における 11 時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

現　状

本市では、勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11 時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、２か所の保育園で延長保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	49 人	51 人	63 人	68 人

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	95 人	93 人	87 人	85 人	81 人
②確保内容	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
実施か所数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

確保方策

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がりなどによるニーズ変化を踏まえ、今後も、２か所の保育園で必要なサービス量を確保していきます。

（３）放課後児童健全育成事業

事業内容

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者の就労などにより、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置しています。

現　状

本市では、尾鷲小学校に通う１～２年生の児童を対象とする「わんぱくクラブ」（尾鷲幼稚園２階）と、宮之上小学校などに通う３年生までの児童、発達障がいを持つ６年生までの児童を対象とする「くれよん」（福祉保健センター４階）の２か所で放課後児童クラブを開設し、平成 30 年度では 79 人が利用しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	80 人	75 人	71 人	79 人

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	96 人	84 人	88 人	87 人	86 人
低学年	86 人	74 人	79 人	78 人	77 人
高学年	10 人	10 人	９人	９人	９人
②確保内容					
登録児童数	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
実施か所数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

確保方策

今後も、放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。また、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。さらに、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」との連携強化を図ります。

（４）子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事などにより、児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の２つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、７日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。
夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）
保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、２か月を限度に利用できます。

現　状

本市では、現在ほとんど利用がみられません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	０人	０人	０人	０人

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
②確保内容	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
実施か所数	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

確保方策

本市では、現在ほとんど利用がされていませんが、児童養護施設などと連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。

（５）一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、主に乳幼児を対象に、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れでリフレッシュしたいときなどに子どもを一時的に預かる事業です。また、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業があります。

現　状

本市では、主に乳幼児を対象としている一時預かり事業を平成 30 年度より尾鷲第四保育園の１か所で実施しており、平成 30 年度の利用状況は 169 人日となっています。現在、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は現在実施していません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	０人	０人	０人	169 人
実施か所	０か所	０か所	０か所	１か所

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日
②確保内容	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日
実施か所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

※量の見込み及び確保内容については、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業以外の一時預かり事業

確保方策

平成 30 年度から開始した事業であることから、市民への事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

（６）乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後１か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現　状

「出生届」を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。平成 30 年度での乳児家庭全戸訪問事業における訪問率は 91.5%となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	82 人	79 人	84 人	65 人
訪問率	96.5%	89.8%	94.4%	91.5%

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（対象人数）	71 人	68 人	65 人	62 人	59 人
②確保内容（訪問率）	100%	100%	100%	100%	100%
実施体制	実施体制：３人　実施機関：福祉保健課				

確保方策

出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定め、訪問率 100%を目指します。

（７）養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

現　状

乳児家庭全戸訪問事業の面談などにより、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問延べ件数	５件	７件	６件	６件

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み 訪問家庭数 訪問延べ件数	 ３件 ６件	 ３件 ６件	 ３件 ６件	 ３件 ６件	 ３件 ６件
②確保内容 訪問家庭数 訪問延べ件数	 ３件 ６件	 ３件 ６件	 ３件 ６件	 ３件 ６件	 ３件 ６件

確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応が図れるよう機能強化を図ります。

（８）地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

現　状

本市では、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」で主に乳幼児（０～２歳児）を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講習等を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人回	1,890 人回	1,598 人回	1,473 人回	1,387 人回
実施か所数	１か所	１か所	１か所	１か所

※グループデー参加者（年間延べ利用人数）

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	506 人回	479 人回	459 人回	439 人回	419 人回
②確保内容	500 人回	500 人回	500 人回	500 人回	500 人回
実施か所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

※月間延べ利用人数

確保方策

今後も、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

現　状

本市では、施設や専門スタッフの確保などの問題もあり、未実施となっています。

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
②確保内容	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
実施か所数	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

確保方策

計画期間における実施の予定はありませんが、保護者のニーズ把握に努めるとともに、実施に関連する各関係機関と連携のもと、事業の実施について検討していきます。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

現　状

本市では、「おわせファミリー・サポート・センター」を開設していますが、利用も少なく、依頼会員、援助会員の登録も伸び悩んでおり、利用促進と会員確保が課題となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人日	11 人回	１人回	２人回	０人回

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	９人日	９人日	９人日	９人日	９人日
②確保内容	９人日	９人日	９人日	９人日	９人日
実施か所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

確保方策

今後も、制度を広く市民に周知し、事業の利用が円滑になるように会員登録を促すとともに、安心して利用できるようにサポート体制を充実していきます。

（11）妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用を助成することで、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

現　状

本市では妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健診を実施しており、14 回の公費助成を行っています。平成 30 年度の対象者は 102 人、健診回数は 847 回となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	138 人	135 人	124 人	102 人
健診回数	1,060 回	1,025 回	954 回	847 回

量の見込みと確保内容

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（健診回数）	830 回	830 回	830 回	830 回	830 回
②確保量	830 回	830 回	830 回	830 回	830 回
③確保内容	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施する 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年				

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、安全・安心な妊娠・出産に向けて関係機関との連携を図りながら、必要な健診が、必要な時期に受診できるように支援していきます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、計画期間における実施の予定はありませんが、国が示す対象範囲等を踏まえて検討していきます。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

６　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

（１）教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るとともに、保育園と幼稚園、保育園と小学校、幼稚園と小学校が、互いに抱える現状の課題について、職員同士の情報交換を行うなど、連携強化を図ります。

（２）認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

現在、市内では認定こども園はありませんが、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえ、認定こども園の検討を行います。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

（４）保育士等の質の向上と人材の確保

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭・保育士の人材確保及びその専門性や経験が重要になります。幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、幼稚園教諭・保育士の確保が不可欠であることから、確保に向けた支援策等を検討していきます。

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内組織や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、市全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

（２）県や国との連携の推進

本計画に位置づけている施策の中に、市単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を市単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中、市の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

（３）広域的な連携の推進

近年の行政施策では、福祉施設の整備など、広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。本計画では、広域的な連携のもとで施設等を整備する施策はありませんが、就労環境の向上や子どもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることでより効果が期待できる取り組みも計画に位置づけています。そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及び子どもの健全育成の環境づくりを進めていきます。

２　計画の進行管理

（１）市民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。市民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、市民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制をつくっていくことが理想となります。そのため、今後は、諸施策の推進とあわせて、市民への計画の周知と施策のＰＲに努めていきます。

また、各種サービスの利用や市の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、福祉保健課が中心となり、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」や保育園・幼稚園がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、市民の要望・相談に常に応じられるような体制づくりを進めます。

（２）計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、庁内組織や関係団体の一体となった取り組みとともに、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価（Check）、改善（Act）に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を推進します。

また、「尾鷲市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

資料編

1　計画策定について

（１）尾鷲市子ども・子育て会議条例

尾鷲市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月３日
条例第 32 号

（趣旨）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、尾鷲市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。
（１）法第 77 条第１項各号に掲げる事務に関する事項
（２）前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。ただし、より専門的な調査審議を行う必要があると認められるときは、臨時の委員を置くことができる。
２　委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）学識経験を有する者
（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）子どもの保護者
（４）公募の市民
（５）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　臨時の委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（専門部会）
第７条　第２条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、会長が指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。
（秘密の保持）
第８条　委員及び臨時の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。
（庶務）
第９条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。
（委任）
第 10 条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（招集の特例）
２　子ども・子育て会議の最初の会議は、第６条第１項の規定に関わらず、市長が招集する。
（尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年尾鷲市条例第２号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

（２）尾鷲市子ども・子育て会議委員名簿

（◎:会長、○:副会長）

	氏　名	役　職　等	備　考
医療関係	◎澤田　隆裕	紀北医師会代表	
児童福祉 教育関係	○若葉　二三子	尾鷲市民生委員児童委員協議会代表	令和２年２月５日まで
	○田中　千代		令和２年２月６日から
	山添　欽也	三重県紀州児童相談所長	
	大倉　良繁	社会福祉法人尾鷲民生事業協会代表	
	尾上　友康	特定非営利活動法人あいあい代表	
	濱野　公壽	小学校校長会代表	
	村田　さへ子	幼稚園長代表	
	稲熊　渉	尾鷲市ＰＴＡ連合会代表	
	久保　陽資	保育園保護者連合協議会代表	
労働関係	坪井　あづさ	尾鷲商工会議所代表	
市民代表	加藤　一至	尾鷲市自治会連合会代表	令和２年２月５日まで
	北村　芳文		令和２年２月６日から
	堀内　達也	尾鷲市青少年育成市民会議代表	
	川口　京子	尾鷲市健康づくり推進員代表	
	東　勝美	ポランの会代表	
	伊藤　真衣	おひさまの会代表	
	川口　裕美	ファミリーサポート援助会員代表	
	石川　郷子	子育て支援サークルがりら代表	
	高芝　治子	おはなしポケット代表	
	楠本　幸子	市民代表	
	大門　利江子	市民代表	

※任期：平成31年４月１日～令和３年３月31日

（３）計画策定経緯

年月日	内　容
平成30年12月	第２期子ども･子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施
平成31年２月28日	平成 30 年度　尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・尾鷲市の子ども・子育て支援について ・次期子ども・子育て支援事業計画について
令和元年８月８日	令和元年度　第１回　尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・子ども・子育て会議について ・第２期子ども・子育て支援事業計画について
令和元年11月28日	令和元年度　第２回　尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・第２期子ども・子育て支援事業計画について
令和元年12月25日～ 令和２年１月24日	パブリックコメントの実施
令和２年２月６日	令和元年度　第３回　尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・第２期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について ・第１期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
令和２年３月25日	令和２年第１回尾鷲市議会定例会において議決

２　用語解説

【か行】

キッズゾーン

保育園の散歩などの園外活動の安全を確保することを目的とした道路のゾーニング。施設の周辺道路の周囲半径 500 メートルを原則として、市町村が対象の保育施設、道路管理者、警察と協議の上、保育施設園児の安全を確保するためのキッズゾーンを設定することができます。

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、１人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は 2.07 とされています。

子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」

平成 30 年２月に「子育て支援のワンストップ拠点」として子育て世代包括支援センター「はっぴぃ」を福祉保健センター２階に開設しました。同センターでは、妊娠期からの子育て支援、発達支援、虐待防止など切れ目のない支援を目指し、保護者のニーズに包括的に対応する母子保健（赤ちゃん相談、１歳６か月児健診・３歳児健診など）及び児童福祉（保育園の入所、児童手当の支給など）の充実に取り組んでいます。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 72 条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本市では、同法第 77 条第１項に基づき、「尾鷲市子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て関連３法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３つの法律。この３法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされています。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村が５年を１期とする教育・保育及び地

域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

子ども・子育て支援新制度

　子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連３法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

　急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

【さ行】

児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」

　児童虐待と思ったときなどに、児童相談所に通告や相談ができる全国共通の電話番号で、「１８９」にかけると管轄の児童相談所につながります。通告や相談は匿名で行うこともでき、通告や相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

児童発達支援センター

　地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

小１の壁

　共働きやひとり親世帯において、保育園の時期と異なり、小学校入学後に親の退社時間まで子どもを預ける施設がないことで子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が困難になること。

【た行】

タウンウォッチング

　地域を実際に見て・歩き、地域の実情を学習する手法。

地域型保育事業

　地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19 人以下の少人数の保育により、０歳から２歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた、①利用者支援に関する事業、②時間外保育事業（延長保育事業）、③放課後児童健全育成事業、④子育て短期支援事業、⑤一時預かり事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）、⑦養育支援訪問事業、⑧地域子育て支援拠点事業、⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）、⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、⑪妊婦健康診査、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業の 13 事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

【な行】

認定こども園

就学前の子どもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【ま行】

マネジメントサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（Plan : 計画 → Do : 実行 → Check : 検証 → Act : 改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。

【や行】

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

【ら行】

労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

ワンセグ

１（ワン）セグメント放送。本市では、防災行政無線放送内容、行政サービス情報、議会放送等を発信しており、エリアワンセグ専用受信端末機「通称：オワセグ」を市民に無償貸与しています。

【ＡＢＣ】

ＣＬＭコーチ

三重県子ども心身発達医療センターにおいて専任コース研修を受講した「ＣＬＭと個別の指導計画」の普及の核となる人材。令和元年度９月末現在、県内では５名のＣＬＭコーチが認定されています（本市には１名）。

ＣＬＭ（チェック・リスト in 三重）と個別の指導計画

発達障がい等の支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、三重県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。本市では「ＣＬＭ（チェック・リスト in 三重）と個別の指導計画」を活用し、保育園・幼稚園等での早期発見・支援を行っています。

ＤＶ

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

ＥＰＤＳ

産後うつ病自己質問票。産褥期のうつ病を検出するために開発されたスクリーニング・テスト。

Ｍ字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 代を谷とし、20 代後半と 40 代後半が山になるアルファベットのＭのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

ＳＩＤＳ

乳幼児突然死症候群。それまで元気だった乳児が事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。

ＳＮＳ

　ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して、コミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

第２期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画
【令和２年度～令和６年度】

発　　行：尾鷲市
編　　集：福祉保健課
発行年月：令和２年３月
〒519-3618 三重県尾鷲市尾鷲市栄町５番５号
電話：0597-23-8202　ＦＡＸ：0597-23-3875